

平成17年3月7日(月曜日)第1回定例会

出席議員(20名)

1番	佐竹敬一	議員	2番	佐藤毅	議員
3番	鴨田俊・	議員	4番	榎津博士	議員
5番	木村寿太郎	議員	6番	松田孝	議員
7番	猪倉謙太郎	議員	8番	石川忠義	議員
9番	鈴木賢也	議員	10番	荒木春吉	議員
11番	柏倉信一	議員	12番	高橋勝文	議員
13番	伊藤忠男	議員	14番	高橋秀治	議員
15番	佐藤良一	議員	16番	佐藤暘子	議員
17番	川越孝男	議員	18番	内藤明	議員
19番	那須稔	議員	21番	新宮征一	議員

欠席議員(1名)

20番 遠藤聖作 議員

説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市長	荒木恒助	役
安孫子勝一	収入役	折原敬	教育委員長 職務代理者
奥山幸助	選挙管理委員会 委員長	武田浩	農業委員会会長
鹿間康	企画調整課長	秋場元	財政課長
宇野健雄	税務課長	斎藤健一	市民課長
有川洋一	生活環境課長	浦山邦憲	土木課長
柏倉隆夫	都市計画課長	犬飼一好	花・緑・せせらぎ 推進課長
佐藤昭	下水道課長	木村正之	農林課長
兼子善男	商工観光課長	尾形清一	地域振興課長
石川忠則	健康福祉課長	真木憲一	会計課長
安彦守	水道事業所長	那須義行	病院事務長
芳賀友幸	教育長	熊谷英昭	管理課長
菊地宏哉	学校教育課長	鈴木英雄	社会教育課長
石山忠	社会体育課長	三瓶正博	選挙管理委員会 事務局長
安孫子雅美	監査委員	布施崇一	監査委員 事務局長
小松仁一	農業委員会 事務局長		

事務局職員出席者

片桐久志	事務局長	安食俊博	局長補佐
月光龍弘	庶務主査	大沼秀彦	調査係長

平成17年3月第1回定例会

議事日程第3号

平成17年3月7日(月)

再 開

日程第 1 一般質問

散 会

第1回定例会

午前9時30分開議

平成17年3月第1回定例会

本日の会議に付した事件

議事日程第3号に同じ

平成17年3月第1回定例会

再 開 午前9時30分

佐竹敬一議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員は、遠藤聖作議員であります。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は議事日程第3号によって進めてまいります。

平成17年3月第1回定例会

一 般 質 問

佐竹敬一議長 日程第1、3月4日に引き続き一般質問を行います。

一般質問通告書

平成17年3月7日(月)

(第1回定例会)

番号	質 問 事 項	要 旨	質 問 者	答 弁 者
8	周辺景観の課題について	松枯れ進行に伴う里山の景観悪化対策について 松枯れに起因する危険箇所の把握について	3番 鴨田俊	市長
9	農業振興について	市中の松の保全対策について さくらんぼ「佐藤錦」の寒河江ブランド化の推進について		市長
10	冬季間の除雪対策について(ことしの大雪の教訓から)	除雪量は地域格差があるので十分な調査を実施し、きめ細かな除雪対策をすべきと思うが 通学路及び歩道の除雪について 幹線農道の除雪支援について 狭隘な市道にある電柱などの移転対策について	6番 松田孝	市長
11	文化財保護について	文化財の日常管理について		教育委員長
12	政治姿勢について	地方自治の本旨を踏まえた観点からの市政の問題点について 再三にわたる指摘にもかかわらず、法令及び条例に反するのではないかとと思われる市政の状況について、その実態と原因及び対応策について問う	17番 川越孝男	市長

平成17年3月第1回定例会

鴨田俊・議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号8番、9番について、3番鴨田俊・議員。

〔3番 鴨田俊・議員 登壇〕

鴨田俊・議員 おはようございます。

質問の前に一言申し上げます。

ことしは何年かぶりの大雪となりました。市民の皆さんは大変御苦労なさっているかと、こう思っております。改めてお見舞いを申し上げます。また、雪解けのおくれは春先の農作業のおくれにつながってまいります。そして雪による果樹への被害も大きいと聞いております。関係機関のより一層の御指導、御支援をお願い申し上げます。

それでは質問に移りたいと思います。

私は、緑政会の一員として、また、これらの諸問題に関心のある市民の皆様のお意見や御提言をもとにいたしまして、私の考えも入れながら、通告番号に従い順次質問をいたします。市長の御見解をお伺いいたします。

まずは市長、このたびの御当選、まことにおめでとうございます。市長はこれまで日本一のさくらんぼの里づくりや花・緑・せせらぎで彩るまちづくり、そして自然と環境に調和する美しい交流拠点都市さがえの具現化に努めてこられました。そして、多大なる実績を残してこられたと思っております。このたびの当選により6期目に入ります。その公約として「より美しく、より豊かに、より元気に」を掲げております。この公約の観点からの質問になろうかと思いますが、答弁よろしくお願いをいたします。

それでは、通告番号8番、周辺景観の課題について、の松枯れ進行に伴う里山の景観悪化対策についてであります。

景観上問題となるのは2点あります。管理が行き届かなくて悪化するものと、松くい虫被害による松枯れであります。今回は、松枯れによる景観悪化について述べさせていただきます。

全国的に見ますと、松くい虫の被害は戦前から相応にあったものと推察しております。戦後になり、松くい虫の被害の統計によると、昭和25年で被害量は99万立方メートルになっております。その後増減を繰り返しながら、昭和54年 243万立方メートルで最大となり、平成13年で91万立方メートルになっております。昭和50年代に入って福島・宮城両県に松枯れが出始め、山形県には昭和54年ごろから出始めたものと思っております。

山形県に松くい虫の侵入を見たころ、松くい虫の被害は全国で最悪になったことがわかります。その後数年で東北地方の被害は急速に進み、現在被害がないのは青森県と北海道だけとなっております。平成になって各県内自治体の対策が本格的になされたようで、本市でも同様の流れとなっております。しかしながら、被害進行に歯どめをかけるには至っていないのが現状であります。

このことは、本市中央部にある長岡山を見てもおわかりかと思っております。長岡山は以前から松の大木が生い茂り、市民をいやし、市民の憩いの場となり、市民の誇りとなってきたところであります。この長岡山にあって、最近、松くい虫の被害が大きく進行し、松の緑は年々減少しております。この結果、山の景観は年とともに悪化してきております。

また、国道 287号線沿いの里山を眺めてみると、松川地区の山々から醍醐地区の山々では多くの松林が枯れるか、枯れることが進行中であることがわかります。夏の盛りにおいて赤茶けた多くの松林を見るにつけ、早く対策をすべきだと思っている人は多いかと、このように思っております。

花・緑・せせらぎで彩る寒河江にあって、景観上大きな欠点になっていることは確かのように思っております。我々の住んでいるまちの周辺の景観、特に里山の景観などは現在生きている我々だけのものではないと、このように思っております。そして、ここ寒河江市の景観は、この寒河江市に住む人々が守っていく、そのような義務があるとも思っております。

したがって、私は、これ以上周辺の景観の悪化が進行しないように的確な対策が必要かと、このように思っております。そして、松くい虫被害が全くなくなるような研究も必要と考えております。枯れた松林

の再生は早急に取り組むべきと、このように思っております。

以上のような観点から、次の質問をいたします。

一つ目に、長岡山などで松くい虫被害防止のために松の幹に薬剤の注入という対策を行っておりますが、その松枯れは今でも続いております。薬剤注入によるこれまでの対策の評価について伺います。そして、松くい虫被害対策はよりの確な方法が求められてきていると思っております。どのような方法が的確的なものと考えているのかお伺いいたします。さらに、里山の枯れた松林の再生は、民有、公有あると思っておりますが、総合的にどのように進めていくのかあわせてお伺いいたします。

2番目に、その総合的な里山の再生のために里山の健康診断をすべきと思っております。そして、里山の健康マップを作成し、里山の維持再生に資すべきと考えておりますが、市長の御見解をお伺いいたします。

次に、の松枯れに起因する危険箇所の把握であります。松はどちらかというと湿地を嫌います。昔から「峰は松、中ほど檜、谷は杉」と申しまして、松は排水のよい高いところによく育っております。したがって、松は急斜面や岩の上に育っていることが珍しいことではありません。今、松くい虫被害によりまして、このような場所のものまで例外なく枯れてまいりました。従来より松林が、松の根が、急斜面の地すべりや岩の崩落を防ぐ場合が往々にしてあるのではないかと、このように思っております。

このような立地の松が枯れることにより、その下の地盤の緩みとか、岩のひび割れ等が発生しやすくなってくると考えられます。その結果、雨水の浸透や小さな地震などの影響をより敏感に受けやすくなってくるものと、このように思っております。

したがって、地すべりや岩の崩落の危険性がより増大してくるというわけであります。松枯れが生じた急斜面や岩などは既に危険箇所であるという意識を持つべきであります。たとえその場所の枯れた松を排除したからといって、あとは大丈夫ということにはならないのかなど、このように思っております。長期間監視していくべきだと思っております。道路、民家に影響があると思われる場所の把握は早急に行うべきと思いますが、市長の見解をお伺いいたします。

次に、の市中の松の保全対策であります。言いかえれば、市内の個人の松や神社仏閣の松の保全対策であります。現在、市内には個人の家屋敷や、または神社仏閣の敷地等に多くの松があります。これらの松の多くが手入れが行き届き、美しさが保たれております。このことは市内の景観に大きく寄与していると思っております。そして、このような松や松がつくり出す景観は地域の豊かさの象徴の一つと、このように思っております。

したがって、市内の松もその松がつくり出す景観もこれから守っていくべきものと強く思っております。しかしながら、松くい虫の被害はこのような市中の松まで及んでおります。100年、200年と、あるいはそれ以上の年数で心を込めて育ててきた松がいつの間にか枯れ、そして消えているのが現状であります。したがって、松がつくり出す景観も次第に消えてきているのがわかります。私にはこのことがもったいなく、また、残念にも思っております。多くの市民もこのように思っているようでございます。これ以上美しい松が消えないよう対策を講ずるべきと、このように思っております。

次の2点について質問をいたします。各個人の松や神社仏閣にある松で年数を経た古木と思われる松、そのような松を調査そして記録の作成をすべきであります。

二つ目に、調査記録された松も含めたそのような中での市内の松の育成や、松枯れの防止の講習会の開催なども行うべきと、このように思っております。以上のことについて市長の見解をお伺いいたします。

続きまして、通告番号9番、農業振興についてであります。

さくらんぼ「佐藤錦」の寒河江ブランド化推進につきまして市長の見解をお伺いいたします。

本市農業は、米と果樹の生産や施設園芸、そして観光農業などを組み合わせた複合農業、すなわち市長の推進する寒河江型農業ということで発展してまいりました。そして、水田農業ビジョンに基づき、売れる米づくりや特色ある転作作物の推進により、さらに生産性のある水田農業の確立に向けて、市水田農業推進協議会を中心にして今まで努力してきたところでございます。そのような中で、近年、転作作物の中で特に枝

豆に力を注いできました。平成16年度の枝豆の売上で1億円を達成したということは、本市農業の元気一端が示されたもの、そして本市農政の実が上がったものと、このように喜んでいただいております。

ところで今、消費者の安心、安全に対する関心とニーズは年とともに高まっております。生産者と生産団体はこれを念頭に置き、日夜厳しい競争の中で生産販売活動を行っているわけでございます。厳しい競争の中であるがゆえに、本市農業の置かれている立場は担い手不足、高齢化ということもあり、苦しい場面も多々あると聞いております。したがって、市は農業に対してもなお一層の支援を行うべきと強く希望するものでございます。

ところで、農産物を確実にしかもほかより高値で販売するには何か特徴のある品物でなければならないということは、今や当たり前のことになっております。現在はその産地も、どのような農産物に対しても安心、安全、高品質を心がけていることが一般的であります。そして、消費者の目には同一品種であればどれも同じように映っていることも事実であります。そのような中で、違いが確実にわかるのは食味でございます。味の差が消費の差にあらわれることは最近はっきりしていることでございます。

本市の枝豆が消費者に受け入れられ、売上が1億円以上になったことは、香りもよかったのかもしれませんが、やはり味がよかったのかなと、これが決め手になったのかなと、このように思っている次第でございます。そして、もし寒河江市の枝豆がこの先5年、10年と消費者に支持され続けるならば、必ずや寒河江の枝豆として、あるいはテレビのコマーシャルに採用され、全国ブランド化に成功するものと思っております。

ブランド化とは、画一、均一化した農産物市場において、その地域だけの特徴を持った農産物で、付加価値をつけ販売していく方法でございます。全国的には秋田、名古屋の地鶏とか、神戸松坂の牛肉とか、京野菜とか、和歌山の梅などがございまして、県内では鶴岡のだだちゃ豆、朝日町の天狗印のリンゴなどがよく知られております。以上のものは生産地、品種、血統などの規格が厳しく決められ、品質、味覚をして消費者に支持され続けているものであります。そして、当然、高値で販売されているものでございます。

このように、今日では全国各地で自慢の農産物のブランド化推進が活発であり、成功している地域、先進の地域が多く存在してきております。ブランド化の利点としては、生産物の名前が有名になる、生産物が高値で販売できる、生産地が有名になる、生産者の意識向上があり、農業の活性化につながる、担い手育成がしやすくなる、観光面に好影響がある等々でございます。したがって、本市でもブランド化の流れに乗って本市農産物のブランド化の推進を図るべきであると、このように思っております。

そして、最初にブランド化を図ることに最適なもの、それはさくらんぼ「佐藤錦」にまさるものはないと、こう思っております。寒河江の佐藤錦は品質、食味ともまさに日本一のさくらんぼだと思っております。市場の評価も観光客の評価も今や確固たるものがございまして、今こそ寒河江さくらんぼの、他産地との差別化を図り、本市農業がより元気になりますよう、そして「日本一のさくらんぼの里」に続く、キャッチフレーズ第2弾として寒河江の佐藤錦の全国展開、そのようなために佐藤錦の寒河江ブランド化推進について早急に取り組むべきと思うが、市長の見解をお伺いいたします。

以上、第1問といたします。ありがとうございました。

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 まずは、周辺景観の課題でございます。特に、松枯れの原因となっている松くい虫等に対する対策についての御質問にお答え申し上げます。

本市における松くい虫による被害は、山間部のみならず市街地にまで及んでおります。本市では、昭和59年に平塩・中郷地区で被害が確認され、その対策として平成4年度から今年度までに補助事業費、市単独事業費を合わせまして約1億2,000万円の事業費を投じて被害木の伐倒駆除を講じてまいりました。寒河江公園についても、平成8年度から今年度までに約2,000万円の事業費を投じて伐倒駆除や薬剤注入による対策を講じてまいりましたが、松くい虫被害木の一扫には至っていない状況でございます。

本市では、森林と水辺を活用した憩いの場として親しまれているいこいの森、歴史的遺産、伝統文化の保護が図られ、市の観光名所となっておりますところの慈恩寺、本市のランドマークでございます寒河江公園の3地区において、景観を守るべき保全区域として位置づけて、重点的に取り組んでいるところでございます。公共施設の松としましては、本市のランドマークである寒河江公園には、いにしえより受け継がれた赤松がありますが、松くい虫の被害に遭った赤松は、平成8年度からこれまで合計で592本を伐倒駆除による対策を行ってきたところでございます。

また、予防策として健全な松がマツノザイセンチュウ、いわゆる松くい虫でございますが、に感染することを未然に防止するため、これまで167本に薬液を樹幹注入する方法を講じてまいりました。さらに、今年度には、長岡山の赤松林を復元し守り育てていくため、緊急地域雇用創出特別基金事業によりまして、松くい虫に感染した樹木を一扫するとともに、雑木の下刈りを行うなどの整備を図り、市制施行50周年の記念事業として、松くい虫に強い遺伝子を持つ赤松の苗を多くの市民の植栽ボランティアの方々より、赤松林の復元として記念植栽に取り組んでいただいたところでございます。

御質問にもありました寒河江公園等における樹幹注入の効果と今後の遂行についてでございますが、これまで実施してきた樹幹注入による対策により、未注入赤松と比較しますと、生存率が高くなっていることが確認されております。今後における薬液の樹幹注入については、これまで実施してきた樹木の生育を注意深く観察するとともに、薬液を継続的に使用し、松枯れ防止に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

また、来年度においても既にボランティア団体による赤松の植栽の申し込みがありましたし、市政施行50周年記念事業で植栽した赤松林の下刈りを行うなど、赤松の育成に努めてまいりたいと考えているところでございます。

それから、里山の健康マップのこれからの対策についての御質問でございます。

里山は、昔から人が親しみはぐくんできた身近な自然でございますが、山菜等の食料を得たり、燃料を供給する豊かな資源であったり、それぞれの地域のかかわり方の違いから、いろいろな里山の姿があるところでございました。近年、炭焼きやたき木の材料、落葉の利用も少なくなったことから、里山への出入りや手入れが少なくなり、松くい虫による被害とあわせ、里山や二次林としての山林も以前と比較して荒れている状況でございます。

そこで、これら里山の現在の状況や情報をまとめ、今後必要な対策等の資料とするためのものが御提案の趣旨かと思えます。本市としましては、里山の健康マップ等を新たに作成するというのではなく、森林管理署や森林組合等の機関を初め、近隣自治体や山間地域の方々と情報交換を密にすることで山の保全に努めてまいりたいと考えております。

次に、松枯れに起因するところの危険箇所の把握についてでございます。

松くい虫の被害の当たりましたところの松は、赤茶色から白っぽく変色し、完全に枯れると倒木の危険が

ございます。御指摘のとおりでございます、そのまま放置すると道路や家屋に倒木して被害を引き起こしたり、急傾斜にあっては土砂崩壊等への影響が懸念されるわけでございますが、それらの樹木の多くは個人等の所有する民有林にありまして、私有財産の一つでありますことから、原則的には所有者が責任を持って把握し対応すべきものと考えております。

現在、松くい虫による影響での地盤の緩み等の危険箇所の調査は行っておりませんが、がけ地、危険区域や道路等に対するパトロールなどは定期的に行っているところであり、危険箇所については地域や関係機関等と情報交換や連携というものを密にするなどして把握に努めてまいりたいと考えております。

次に、一般家庭にある古松や神社仏閣などにある松の調査と、松枯れ防止の講習会等についてでございます。

現在、市の天然記念物として神社仏閣を中心に由緒ある古木、巨木等を16本指定しております。このうち4本が松でございます。松に限らずこれら16本について所有者の方々より保護に努めていただいております。また、指定に至っていない巨木、古木等については、平成14年に教育委員会において調査したところ、市内全域で32本、うち2本の松を確認しております。

その他、一般の家庭においても数多くの松が見受けられますが、松くい虫の対策といたしましては、市民から寄せられた相談は、専門知識を有する県の森林研究研修センターや民間の造園業の方々と連携を図りながら対処してまいりましたし、今後とも引き続き実施してまいりたいと考えております。

また、松くい虫の被害を防ぐため、地上からの薬剤散布、それから樹幹注入、そしてマツノザイセンチュウが近隣への拡散を防ぐ伐倒駆除など、予防方法の情報提供を広報紙などで行うとともに、松くい虫予防方法や里山の保全方法について、花咲かフェアINさがえの開催期間中に緑の相談所を設け、指導を行っているところでございます。

次に、寒河江のブランド化の問題でございます

本市では、これまでさくらんぼを単に農業分野にとどまらず、まちづくりのシンボルとして位置づけ、さくらんぼにこだわったまちづくりを進めてまいりました。御案内のとおりでございます。さくらんぼの生産拡大や品質向上に向けた生産振興策としては、100ヘクタールを超す転作田への新植支援、加温ハウスなどの施設化の推進、市単独事業での雨よけハウスなどに対するところの助成、苗木導入への助成、さらに人工受粉機の導入やポリネーションなどの結実確保対策に対する助成などを実施してまいりました。

また、さくらんぼを重要な観光資源として農業経営に観光農業を組み入れ、チェリーランドの建設や市内4カ所のさくらんぼ管理センターの整備に対する支援を行いまして、また、さくらんぼまつりなどのイベント開催や、さくらんぼの季節に合わせた緑化フェア、花咲かフェアの開催などを実施しまして、その結果、本市を訪れる観光客が増加し、都市との交流拡大が図られ、市全体に大きな波及効果をもたらしているものと思っております。

このように、行政と生産者、市民が一体となった努力の積み重ねにより、寒河江を日本一さくらんぼの里として全国にアピールし、今では寒河江と言えばさくらんぼと言われるようになり、寒河江はブランド力の高いさくらんぼの産地としての名声を確立してきたものと思っております。

さて、その寒河江産佐藤錦のブランド化の推進でございますが、現在、佐藤錦はさくらんぼの中で最もおいしい品種として人気が高く、既に山形県産さくらんぼ全体のブランドになっていると言えます。本市でも佐藤錦は収穫量の8割を占め、消費者から寒河江のさくらんぼはおいしいと評判を得ております。中でも三泉産のさくらんぼは、三泉ブランドとしてその品質や箱詰めの技術の高さが中央の市場や消費者の高い評価を得ており、需要も多く、価格も1ランク高いと言われております。このことは、三泉地区の生産者がさくらんぼ栽培に対して高い意欲を持ち、若い後継者を地区を挙げて育成し、剪定技術など栽培技術の高位平準化に向けてきめの細かい講習会に取り組み、さらに佐藤錦の優良系統品種への更新にも積極的に取り組んで

いることなどによるものと思われます。

寒河江産さくらんぼのブランド力をさらに高めるためには、三泉地区と同様に、栽培技術のレベルアップや結実確保対策の実施、それから優良系統苗木の普及拡大等に取り組みまして、消費者に信頼される高品質な生産に努めることが最も大切であると思っております。

また、これからは佐藤錦と収穫の労力が競合せず、大粒で糖度が高く、佐藤錦に負けない高い市場評価を得ておるところの紅秀峰の一大産地となるよう生産振興に力を注ぎ、寒河江のさくらんぼとしてのブランドにさらに磨きをかけていかなければならないと思っております。以上です。

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 鴨田俊・議員。

鴨田俊・議員 丁寧な御答弁ありがとうございました。答弁の内容、順次ちょっと検討しながら第2問にさせていただきます。

先日、高橋勝文議員の質問の第2問の中にありましたように、環境問題とか農業問題を質問しますと、お金の問題に絡んでくるので、なかなか行財政改革の中で質問しにくいものだなと改めて思っていた次第でした。

松くい虫の対策、薬剤注入の評価でございますけれども、これ人間の薬と同じように、1回やったらあとはそのまま効くというわけではなくて、何回も注入していかざるを得ないというような話も聞いております。したがって、その松がある間、もうそれを薬剤注入なり面倒を見ていかなければならないということでございますので、ちょっと手抜けば、ちょっとわけがわからなくなれば枯れ始めてくるということで、我々の目にはなかなか対策が進んでいないのと、このように映っているわけでございます。したがって、的確な対策というか、根本的な対策というか、そのような対策はないのかなと、そのように思っていた次第でした。

実は、調べてみますと、鹿児島県吹上浜といところがあるそうでございますけれども、そこはもうボランティア活動とか被害木のチップ化、長岡山でもやっていると思っておりますけれども、また、昆虫のマツノマダラカミキリ、ああいうものを即座に捕まえると、そのような対策をずっとやっておりまして、平成3年から平成9年まで取り組みまして、今収束しているというような事例もございます。

和歌山県の煙樹ヶ浜といところがございます。ここも平成11年からやって、3年間で7分の1に減らしたと、そのような報告もございます。ここは市街地でございませぬので、それなりの例えば消毒を空から散布するなど、そういうふうな対策もしたようでございますけれども、事例を調べてひとつ根本的な対策に結びつくような、そういうふうな対策にしてほしいなと思っていたわけでございました。そういうところをひとつ検討して対策をお願いしたいということでございます。

あと、里山の再生でございますけれども、なかなか全面的に1カ所からぼこぼこ松枯れが起こるわけではございません。寒河江市に起こるときは全体的に起こるわけでございます。やっぱりここここからというふうなところから始めるしかないんですけれども、再生のプログラムみたいなものを作成しながらやっていかれたらいいのかなと思っていた次第でした。お金がかかることでございますので、その地区のまたそういうふうなボランティアを募りながら再生をしていく。植えるのでしたならば松くい虫に強い松とか、長岡山に去年、先ほどの市長からの回答にありましたように、そういうふうな下刈りとか、そして新しい松を植えると、そして松くい虫に強い松を植えるというようなこともやっぱり必要かと。

そして、実は再生するには松ばかりとか杉ばかりとか、そういうふうな植え方をしないのが今普通だそうでございます。いわゆる広葉樹を含めた複層林をつくって、そして昆虫の活動の抑制とか、そのようなことも考えてやっていくそうでございます。マツノマダラカミキリ、飛ぶ範囲はそんなに広くない、最初は何メートル範囲ぐらいだそうでございますので、ひとつその昆虫を捕まえるような取り組み、そういうこともまず必要になるうかと思っております。今の対策は対症的な対策ですか、根本的な、そういうような虫とかマツノザイセンチュウの撲滅とか昆虫の撲滅に至っていない、これからも当然そういうような害が、それから薬剤の樹幹注入をしても結果的には松が負けてしまうのかなと、このように思っているわけですので、ひとつ何とか根本的な対策お願いしたいなと思っているところでございます。

健康診断マップ、先ほどつくるあれはないと、こういうふうにおっしゃったわけでございますけれども、やっぱり松ばかり枯れてくるわけではございません。実は、ブナやミズナラの突然死、ああいう広葉樹の枯れてくるところも報告されている次第でございます。そのような観点から、やっぱり全山というのは大変でございますから、新都市計画でつくったある範囲内ぐらいの山を、まず調査してマップをつくったらい

かがかなと、そのように考えた次第でございました。ひとつ市長、その辺どう思うかお伺いしたいと思っております。

あと、 のがけ崩れの危険箇所などでございますけれども、枯れたからすぐそのところが危ないというふうなわけではございません。何が何だかわからないときに岩が落ちてきたと、何か原因があるはずでございます。したがって、やっぱり個人の所有がほとんどでございましょうけれども、やっぱり個人にお願いして、市で取りまとめ、そういうところも把握しておくのが必要かなと思ったから一つ質問した次第でした。この辺ひとつよろしくお伺いしたいなと思っております。

あと、市内の松でございまして。さっき言ったように、大体松くい虫は寒さに弱いようでございます。したがって、南の方から北上して今青森県、北海道を除いて皆広まってきたということでございます。実は、なぜ青森県、北海道に行かないか。寒さのせいも当然あります。あそこはアオモリトドマツとか、北海道はエゾマツが主流を占めて、余り赤松が枯れていることは目につかないのかなと、そのようなこともあるのかなと思っておりました。したがって、寒いところは余り行かない。したがって、標高 500メートル以上は松の被害が余りないのでございます。長野県あたり行ってみますと、開けたところでもほとんど松が枯れておりません。ここ標高何メートルだと、500メートル以上だということで聞いてきました。

したがって、これから温暖化の問題があります。温暖化の問題があると、当然、海拔 500メートル以上のところも枯れ始めるのかなと。したがって、その対策として環境問題、今はやっている温暖化問題、CO₂の吸収する森、林野庁でも 100年の森計画があるそうでございますけれども、そのようなところをかんがみて、できるだけ放っておかないで民有、公有、やっぱり早く再生すべきだなと思って質問したところでした。その辺考えがあれば市長お伺いしたいと思えます。

目ぼしき松、先ほど32本のうち2本が確認できたのですか、そんな程度で済んでいますけれども、ひとつこれ以上枯れないように調査記録なんかは必要で、それによつて的確な対応もできるのかなと思っていた次第でございました。なお、こういうことは市民に周知をしながら対策の確実なところでやってほしいなと、このように思っていたところでした。

次、農産物のブランド化、佐藤錦のブランド化でございまして、さくらんぼの植生は今全国的にあるわけです。九州から北海道までもうさくらんぼといつても一番の目玉のようなことで、全国的に注目されている農産物でございまして、日本一のさくらんぼの里、非常に競争にさらされているわけでございます。したがって、このさくらんぼの差別化というんですか、一応ソフト事業でございまして、もう一段階引き上げるようにひとつ頑張らないといけないなと、このような思いもありまして今回質問させていただいたところでした。当然、山形の佐藤錦はもう特産品でございまして。

特に寒河江のものは、先ほど回答にあったように、品質そして味が最高だと。6月のさくらんぼはもう寒河江の佐藤錦しかないというふうな評判もございまして。したがって、今意外と、さっき言った枝豆の話もございましたように、寒河江の農業、今元気だそうでございます。実際は、すごくそういうふうな新しい転作作物の導入によって非常に元気だと。その元気のあるうち、なくなったときにするのではなくて、あるうちに次々と次の策をとっていくというのも私は本当に大事ななと、今思っているところでございます。その辺、市の方でもひとつ大いなるバックアップをお願いしたいということでございます。

いつかですが、神戸ビーフとか小錦の問題がございました。神戸ビーフ、神戸牛ですね。ただ、英語で書けばいいんだそうです。小錦さんも自分のタレント名をつけるときに「KONISIKI」とつけて、漢字ではだめだと、英語だったら構わないということで落ち着いているみたいです。当然、佐藤錦も漢字ではだめだと。では、英語だとどうだと、当然、アメリカの佐藤錦というふうなことも入ってくるのかなと。寒河江の佐藤錦ではなくて、例えば山形県の天童なり東根なり、その佐藤錦、今頑張っていますけれども、そういうブランド化進められたらちょっと我々も困るのかなと、そのように思った次第で、先取ってそ

うふうなアドバルーンを上げたらいかがかなと思った次第でした。その辺、市長どう考えるかももう1回お聞かせいただきたいと思います。

実は、今さくらんぼのキャンペーンですが、周年観光を生産者でつくっておりますけれども、計算書なんか見ると200万ちょっとぐらいの金をかけてやっているそうでございます。市もそれに若干の補助があるかと思っておりますけれども、これは余りそんなにお金がかからないのかなと。それに3者、生産者と生産団体と市でいわゆる三位一体ですね、そういうふうになって観光農業を推進したと同じようにこれも推進できたら意外と少ない金で大きな効果を生むのではないかなと思った次第でございました。ひとつお考えをいただきたいなということでございます。

なかなか難しい面もあるかと思っておりますけれども、ひとつハードだけでなく、これからはやっぱりソフトの事業も大いにやっていかなければならないということでございますので、ひとつよろしくお願い申しあげまして第2問といたします。よろしくお願いたします。

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 まず、松くい虫対策でございますが、まずこれほど感染力の高いところの一大伝染病と、樹木における伝染病というようなものに位置づけられるようになったのではないかなと、このように思いますけれども、これの対策といいますと、やっぱり今議員がおっしゃるように、温暖化というようなこともあるんだろうし、特に老木といいますか、そういう樹勢の弱ってきたものが特に早くやられているのではないかなと、このように思っております。

したがいまして、まだ感染しておらないところの若い松というようなものを、これに対策を立てていくというようなことが必要だろうと思っております。そして、やられたものはこれはいたし方ないものでございますから、景観上も早くこれを処理するという方向に持っていくというようなことが必要なと、このように思っております。そういう中での景観対策ということもあろうかと思えます。

それから、里山でございますけれども、御指摘のように、ほとんどがこれ民地でございます。持っている所有者の方というものは、まず1問でも答弁申しあげましたけれども、山に手をかけるということが非常に少なくなったということが言えるかと思ひまして、そういう中で里山が荒れていると、あるいは利用価値が非常に少なくなっているということが言えると思ひます。では、それでいいのかというようなことは、放置していいかというものでもないと思ひますので、情報交換して、あるいはもっともって里山を生かすようなことを広く所有者のみならず地域として、あるいは広く観光面というようなものに使えるような方法がないのかなというようなことまで、里山対策というようなものを力を入れていかなければならないと思ひますけれども、大変な難しい問題だろうと、このように思っておりますけれども、そんなことも十分検討の課題ということにしていかなくてはならないと思っております。

ですから、議員がおっしゃるような広葉樹対策も含めまして、そういう近隣の里山を生かすことをやはりこれから大切な自然、そしてまた景観上もこれも大切な資源でございますから、そういうことに頭を回していかなくてはならないと、このように思っております。

それから、ブランド化農産品、特にさくらんぼのブランド化の問題でございますけれども、先ほども話がございましたように、ブランド化ということになりますと、非常にその影響、効果というものはこれは甚大なものがあるかと思っております。ただ単にさくらんぼあるいは農産品が高く売れるというだけの問題ではないわけでございますので、ブランド化をこれから増進していくということは大切なことだろうと、このように思っております。

それで、さくらんぼのことになりますけれども、佐藤錦ということになりますと、いわゆるさくらんぼの代表品種としての地位は確立されたかなと、こう思っておりますし、寒河江のみならずどこでも佐藤錦、佐藤錦と生産に力を入れてきておりますし、あるいは消費者あるいはもぎ取り観光客におきましては佐藤錦ということに一目を置いているのがこの最近の実態だろうと、このように思っております。寒河江の佐藤錦の品質のよさ、食味から言いましても素晴らしいものとしておりますし、先ほど申しあげたように、市場においても大変なブランド品としての取り扱いはなされておるものと、このように思いますけれども、すべてが佐藤錦、佐藤錦というような状況にありますから、1問でも答弁申しあげましたように、次はやはり次のブランド品というようなものを、これを売り出していくと、寒河江としてはこれを開発し、これを普及していくということに努めなくてはならないかなと、このように思っております。

そういう中で、紅秀峰という品種というものは、大変栽培期間のずれ、生産期間のずれもございまして、大変食味から姿見から大変ようございまして、この辺をやっぱ寒河江としては売り出すことが必要かと、こ

のように思っております。やはりいつまでも同じものにこだわることも必要でございますけれども、新しいブランド品というものを開発して、それをアピールしていくというようなことは大切だなと、このように思っております。

そういうことのためには、やはり青果市場での高値取引、あるいは青果市場との評価というものを高めると同時に、一般の消費者あるいはもぎ取り観光客等につきましても、それを紅秀峰というようなことの売り出しが必要だろうと思えますし、なお一層また寒河江市内の生産者の中におきましても植栽、あるいは管理面といえますか、指導を後継者にさらに広げていく、生産者にたくさん植えてもらおうと、そしてブランド品としての生産地の拡大というようなことにも持っていくということが私は必要だろうと、このように思って先ほども紅秀峰を取り上げたところでございます。そういう方向が佐藤錦にこだわるのみならず必要だろうと、このように思っております。以上でございます。

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 鴨田俊・議員。

平成17年3月第1回定例会

鴨田俊・議員 一番最初に言ったように、里山対策は民地がほとんどでございます。なかなか急には進まないということが、私も肌身でわかるような気がいたします。一番いい方法をとりながら、ひとつ的確な対策をお願いしたいと思っております。

あとブランド化でございますけれども、例えば佐藤錦が今一番最適だと私は思っておりますけれども、先ほど言った枝豆でも私は構わないと、さっき言った紅秀峰でも、それも構わないのかなと、とにかくこの農業を発展させるように頑張っていたきたい、そういうふうな対策をお願いしたいというわけでございます。

最後ですけれども、ちょっと申し述べてみたいと思います。

今の地方分権、三位一体改革で地方分権ということで進んでいる時代でございます。そして、地方財政、非常に今つらいところでございます。このような時代が、実は江戸時代の幕藩体制が一番はっきりしていたときでございました。おわかりかと思っております。あそこはもう完全に地方分権でございます。そして、非常に江戸中期以降はどの藩も非常に財政困窮をいたしました。そこでどういう対策をとったかという、いわゆる交易、通商でございますね。あと新田開発、そしてブランドづくりなのでございます。殖産興業ですね。そのときに、例えば米沢藩なんかはこれでは有名なところでございます。さまざまに殖産興業を行いました。ブランド制作を行ったところでございます。

ああいうところを、時代は変わりますけれども考え方は同じではないかなと、成功した例もたくさんございます。温故知新でございます。そういうところをひとつ研究して、新しいブランドというようなものをつくってほしいなと私自身思っていますし、我々も頑張らなくてはならないと思っております。組織も人事もそういうところで総合的な観点から仕上げてやれば、この市の財政改革に対して別な意味の発展が見られるのかなと、そういうことも期待できるのかなと、こう思ってこういうふうな提案質問をしてみたのでした。

この寒河江市を活気づけるために今後ともひとつ市の的確な対策をお願い申しあげまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 佐藤市長。

平成17年3月第1回定例会

佐藤誠六市長 今、古きをたずねて新しきを知るということでの幕藩時代の問題、殖産活動が取り上げられましたけれども、そのとおりだと思っておりますし、地域の産業を興して元気づけるということは必要だろうと、このように思っております。近年には一村一品運動というようなこともあったわけございまして、何かにとブランド品というものを開発して、それがあらゆる面での地域興しの、地域の発展に大きくプラスになるという効果は、これは否めないものでございますから、そういう面で市民の元気づけ、そしてまたそれが地方財政にプラスになるようなものに持っていければ、これは大切なことだろうと、このように思っております。私も十分心して対応してまいりたいと、このように思います。

平成17年3月第1回定例会

松田 孝議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号10番、11番について、6番松田 孝議員。

〔6番 松田 孝議員 登壇〕

松田 孝議員 おはようございます。

2日前からちょっと風邪ぎみで、質問するのに大変なんですけれども、よろしくひとつお願いしたいと思っています。

私は、日本共産党を代表して、また、通告内容に関心を持っている市民の声を踏まえて、以下、市長並びに教育委員長に質問いたします。

最初に、通告番号10番、冬期間の除雪対策について、ことしの大雪の教訓から伺います。市民から寄せられた日常生活にかかわる除雪対応の改善について申しあげ、除雪マニュアルにぜひ生かしていただくよう求めるものでございます。

記録的な大雪に見舞われて、除排雪が進まず、道路はわだちで凹凸、排雪で詰まった農業用水路は至るところで水があふれ、市内は慢性的な交通渋滞が続くなど、市民生活を直撃しました。ここ数日間は降雪量も小康状態となっており、市民もようやく安堵の表情を見せています。森林研究研修センターでの観測によれば、ことしの本格的な降雪量は、年明けから降り始め、その後1月7日から6日間、さらに1月末から2月にかけて7日間降り続けました。この間の1日の降雪量は26センチが最高で、20センチを超えたのは7日で、除雪出動の目安となる降雪量10センチを超えた日数は19日ありました。一方、除雪回数は、一斉除雪は昨日現在で12回で、白岩・醍醐地区については降雪格差もあったことで、さらに5回ほど追加除雪が行われました。

現在、寒河江市の除雪を行うための降雪量の調査は、西村山消防本部敷地で測定され、そのデータをもとに除雪の出動命令が出されております。ところが、雨量と違い降雪量は地域によって相当なばらつきがあります。例えば、南部地区、西根地区と西部地区の格差や、東西線と南北線道路でも大きな開きが生じています。それに加え、山際の道路や吹きだまりになる箇所などでは、1日の降雪量が2倍を超えることもしばしばあります。

市民は、降雪量が10センチを超えれば除雪が行われるものだと言います。ところが、基準を超えて除雪を行わないという日が1シーズンに何回かあります。このため車の移動が困難になったり、わだちができ危険になるなど市民生活に支障を来すようなことがあってはならないと思います。市民は、道路管理者に対し、市道の安全確保のために適切な降雪量の調査を実施し、均一した除雪を求めています。

現在、寒河江市の除雪計画では、総延長295.58キロメートルが除雪対象になっています。これだけの距離を除雪するに観測点が1カ所では公平な除雪体制は困難と考えます。来年度に向けて地域拠点に観測所を増設し、きめ細かな除雪対応で安全快適な道路を確保すべきと考えますが、市長の見解をお伺いいたします。

次に、通学路及び歩道の除雪について伺います。

冬期間は、雪のため道路幅員も減少している状況の中で、歩行者が車道を通行することは車の通行を妨げることと、自分自身も大変危険な状況になります。歩道は交通弱者や通学路に欠かせないものであり、特に、日常生活で通行の妨げとなつては問題があります。圧倒的な車社会の中で優先的に車道の除雪が行われ、そのために歩道は道路から排雪された雪で覆われ、その機能は全くなくなっています。ところが、歩行者からは、安全対策上設置された歩道であり、すべての歩道除雪を実施し、市民生活の安全確保に努めるべきだとの声も上がっています。道路管理者は、冬期間こそだれもが安心して通行できる歩道の確保を目指すべきであります。

そこでお伺いしますが、市の歩道の除雪基準と除雪路線の選定基準、さらに歩道除雪の延長計画について

お伺いいたします。また、国道、県道沿いの歩道については、通学路として機能するように特別に市が国、県に対して除雪をお願いしている状況と伺います。そこで、現在の国、県の歩道の除雪基準もあわせてお伺いいたします。

次に、現在通学路を中心に除雪は小型除雪車で行われています。ところが、歩道幅が一定でないために小型除雪車での除雪ができず、途中行きどまりになったり、歩道は雪で凹凸の状態や、交差点が雪に覆われ、見通しが悪く、危険な箇所もあります。冬期間は健康な大人の方でも歩行中には転倒しないように神経を使い通行している状況であります。また、一般歩行者は、自分ができるだけ安心して通行できる歩道や車道を自分で選択し通行していますが、児童生徒は通学路の通行が原則となっており、多少歩道に通行障害があったとしても通行せざるを得ません。このことから、危険防止を図るために通学路は徹底して除雪を実施し、児童生徒の安全を確保することが求められます。特に、不便な行きどまりをなくすことや、滑りやすい段差の解消、横断歩道までの通路の確保は必須の課題です。排雪作業を含め積極的に関係機関と連携し、障害を取り除くよう対策を検討すべきと考えますが、市長の見解をお伺いいたします。

次に、幹線農道の除雪支援についてお伺いいたします。

先月23日には、関東地方では春一番が吹いたと報道されました。ところが、3月4日には一転して関東甲信地方に大雪注意報が発令され、東京では3月としては7年ぶりの積雪となりました。この異常気象の影響は県内でも出てきています。1月以降の大雪と3月に入っても低温が続いているため、全域で積雪が多くなっています。森林研究研修センターの観測では、1月末の降雪量は222センチで、積雪深は50センチ、また、2月末は降雪量は177センチで、積雪深は70センチと過去3年の値を大きく上回っております。この間の2月末現在、積雪深が最も少なかったのは、平成15年の16センチが最低でありました。この数値から見ても、雪解け時期がおくれる可能性が出てきました。このため県は、農業団体などを通じて農家に対し融雪剤の早目の散布や除雪の実施と排水対策などを徹底するよう呼びかけております。

一方、農家は、農作業の適切な管理を進めるために、一日も早く農業施設や果樹園に足を運び、雪害などが起こらないよう雪掘りや剪定作業を進めるべき時期にきていますが、農道は豪雪の影響で多量の積雪に覆われていることで、除雪をしなければ園地までも行けない状況になっています。御存じのように、中山間地域の園地は傾斜地がほとんどで、農道も急勾配、急カーブも多く、さらに幹線農道から支線距離も長く積雪量も多いことで、自力で除雪作業が困難な状況となっています。

これまで、中山間地域で農業を営む方々は、雪対策では大変な苦労をして農業を維持してきました。農業は春一番の農作業が基本であります。このことから、農作業のおくれを出さないために、農道の除雪支援を求める団体がふえてきています。農作業の適期を確保するために、中山間地域の主要農道まで除雪枠を拡大し、さらに今年度は平場などの要望にもこたえていくべきだと考えますが、市長の見解をお伺いいたします。

次に、狭隘な市道にある電柱などの移転対策についてお伺いいたします。

旧市街地を中心に車道幅員3.5メートル未満の市道の長さは約50キロで、全体の17%になっています。このような狭隘な道路では、除雪作業や車の交差する場合の困難性、危険性、特に歩行者の安全確保面からなども、拡幅改良などの対策が求められています。また、狭隘な道路にもかかわらず、片側や両側に電柱や電話柱があるため、有効幅員はなお狭められ、冬期間などは除雪もままならず、排雪しなければ通行が確保されないという道路もあります。

このような状況に対して、基本的には道路の拡幅工事や側溝整備などとあわせ民地への電柱移転を進めていくことが最も効果的な対策であります。しかし、既に道路改良、側溝整備が完了した道路に電柱などがそのまま市道の中に残っていたり、また、諸事情で道路の拡幅が困難な路線も多くあります。このようなことから、電柱、電話柱などがあるために交通の障害となっている箇所の実態調査をし、道路管理者としてこれ

らの障害を取り除く努力と有効幅員の確保に努めるべきです。当面の対策として、市民の協力と東北電力、NTTに協力を求め、民地への電柱、電話柱移転事業を積極的に推進していくべきではないかと考えますが、市長の見解をお伺いします。

次に、通告番号11番、文化財保護についてお伺いします。

文化財保護法に基づき指定された文化財は、我が寒河江市の主要な文化の全容を示すものであります。したがって、指定などの基準に照らし、高い価値を有する文化財と認められたものであり、価値を損なわないよう、また、そこから抜け落ちることがないように保護すべきであります。国民共通の貴重な財産である文化財を将来へ向け価値を維持し継承することが私たちの責務であります。保存するために、所有者や一部の担当者だけでなく多くの人々に公開し活用を図ることで、文化財への理解を深め、保護につながると考えます。今回は建造物、絵画、彫刻、古文書、天然記念物などに対する保護対策を中心に伺います。

これまで文化財保護は、文化財に被害が生じてから防除修復するいわば処理中心の考え方でありました。しかし、最近は、被害を未然に防ぐ予防対策を中心とした考え方によって変わってきております。生物被害は周辺環境や気候、施設の設備、構造と深い関係があるため、事前対策をとらない限り被害は繰り返し起こることになります。このことから、生物被害対策については、所有者と共同で日常の監視、防止活動が重要となってきます。

そこでお伺いしますが、建造物を初め各種文化財には害虫の侵入、カビの発生で汚染されるなどの被害が予想されますが、教育委員会は、文化財所有者に対して害虫、カビの被害防止対策の指導はどのように実施されているのかお伺いいたします。また、害虫、カビなどについて正しい知識を持った保存担当者を配置して定期的に監視と点検、それに相談窓口を設けるとともに監視記録なども保存していくべきと考えますが、教育委員長の見解をお伺いいたします。

最後に、教育委員会は、指定文化財保護育成事業化を進め、文化財の保護に努めてきております。保存を確実にするために、年ごとに指定文化財の件数もふやすなど対策を進めてきました。そのために、指定された文化財は種別も多く、それぞれ保存管理が多岐にわたるため、専門的な知識が必要となっております。指定文化財の管理体制を整備し、所有者とともに生物被害対策チームや火災災害から文化財を守るための組織を立ち上げ、初期対応で貴重な文化財を保護すべきと考えますが、教育委員長の見解をお伺いして、第1問といたします。

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は11時10分といたします。

休 憩 午前10時53分

再 開 午前11時10分

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。
佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 除雪対策等につきまして、何点かの御質問がございました。お答えいたします。

市では、冬期間における市民の安全で安心できる市道交通網の確保を図ることを目的といたしまして、毎年、除雪計画書を策定し、除雪体制に万全を期しておるところでございます。

平成16年度の除雪計画の概要は、市道総延長310.52キロメートルの84.9%に当たる263.74キロメートルを除雪対象路線として決定しております。年々増加する除雪対象路線に適切に対処するため、市の除雪車10台、民間委託除雪車52台の計62台を配備しております。また、市内を14ブロックに分割し、各ブロックごと12月10日から翌年3月15日までの除雪体制期間内について、除雪車とオペレーターを拘束し、昼夜を問わず即座に出動できる態勢を整えております。

早朝の出動基準でございますが、西村山広域消防本部の積雪量観測所において、午前4時現在で積雪量が10センチメートルに達した場合は、市へ連絡が入ることになっております。これを受けて除雪の出動命令を行っております。これがいわゆる一斉除雪と言われるものであります。

ほかに、地域の降雪量に伴う出動でございますが、観測所は消防本部の1カ所でありますので、地域によっては降雪量が違いますので、除雪計画によりあらかじめ幸生・田代地区を除く地域を12ブロックに分けて、そのブロックの班長より早朝の3時半ごろに降雪状況の聞き取りを行い、消防本部の観測にかかわらず出動命令を出しております。幸生・田代地区については、その地区の積雪量を考慮し、区長に出動判断を一任しております。このように、降雪の多い地域は、消防本部の観測所で10センチメートル以内であっても、その地域が10センチメートルを超えている場合は、除雪の出動命令が行われる体制となっているものでございます。

したがって、観測所の増設を提言されておりますけれども、観測所をふやすとなればその体制のこともございまして、現状の体制で十分対応できているところであります。

それから、今シーズンの各地区の除雪回数は、2月末現在で幸生地区が33回、田代地区27回、幸生・田代地区を除いた白岩地区16回、醍醐地区16回、柴橋・高松地区12回、その他の地区で11回を数えております。それぞれの地区の積雪状況に即応した出動がなされたものと考えております。

ことしの降雪状況は、御案内のように、当初は暖冬と予想されておりましたが、大みそかから雪が断続的に降り続き、1月8日からは6日間連続での市内一斉除雪がなされており、近年ではまれに見る記録となっているところであります。また、今後の除雪に支障を来さぬよう、御案内のように、2月7日付で補正予算を専決処分に対応し、万全を期しているところでございます。今後におきましても、各地域との連携を図り、安全な道路交通網の確保に向けて努力してまいりたいと考えております。

それから、歩道除雪等についての質問がありました。お答えいたします。

市の除雪計画としまして、現在、市内に40路線、延べ21.49キロメートルを歩道除雪対象路線として決定しており、市のロータリー除雪車5台、それからハンドガイド除雪車2台の計7台を配備いたしまして、担当路線を定め、冬期間における安全な歩行者空間の確保に努めているところでございます。

この除雪路線の選定でございますけれども、市内の小学校、中学校、高校への通学路、それから中心商店街や病院等の公共施設への主要なアクセスの路線、それから市街地と集落を連絡する路線を中心に決定してございます。ただし、歩道を除雪するには、ロータリー除雪車やハンドガイド除雪車で対応することになりますので、十分な歩道幅員、最低1.5メートルがなければ機械の進入が不可能でありますので、除雪計画路線から除外しております。

また、歩道の除雪の出動命令については、市道除雪と同じく一斉除雪の際に出動し、児童の登校時間前には作業が完了するように、迅速かつ安全を考慮しながら実施しております。また、一斉除雪以外において

も、区長や町会長、一般市民からの通報による除雪要請や道路パトロールによる歩道上への堆雪が確認された場合には、ロータリー除雪車を手配し実施しているところでございます。

それから、国、県の歩道除雪についてでございますが、12時間当たりの自動車交通量が1,000台以上で、1日当たりの歩行者通行量が100人以上を目安として除雪路線が決定されておるようでございます。また、路線ごとに出動の目安となる積雪量を定めておりまして、おおむね5ないし10センチメートルに達した場合となっていると聞いております。

歩道除雪の延伸についてでございますが、先ほど答弁申しあげました市の歩道除雪基準により選定した路線を除雪してまいりたいと思っております。

それから、行きどまりとか排雪のことについてもございましたけれども、今申しあげたような除雪路線の選定、あるいは除雪対応に即しまして努力してまいりたいと、このように思っております。

それから、中山間地の農道の除雪のことでございますが、早春からの農作業は果樹の剪定から始まりますので、例年、平野部では2月中旬から、中山間地域の果樹園地では3月中旬からそれらの作業が始められているようでございます。このようなことから、農道の除雪については中山間地域において例年3月中旬から実施してきたところでございます。しかしながら、報道等によりますと、この冬の降雪は降雪量こそ平年並みではあるものの、昨年12月からの降雪となったことから、平年に比べ日照時間の減少、最高気温の低下の影響を受けまして、積雪量は平年の2倍近くに達しているとのことでございます。

そういうことから、中山間地域の農道除雪の拡大と平野部の農道除雪の実施についての御質問だろうと思いますが、農道は生産活動の基盤の一つでもありますことから、基本的には受益者によって行うべきものと考えております。また、平野部の園地については、徒歩でも短時間で農地への行き来ができますことから、本市での農道の除雪は行ってきておりません。一方、中山間地等で農道の延長が長く、受益者で実施することが特に困難な幹線農道については、これまでも本市が除雪を実施してきたところでございます。

今年度の中山間地の幹線農道除雪については、例年よりも積雪量が多いことから、早期の除雪について農協やそれから農業団体からの要望もございました。そんなこともありますし、例年、3月中旬からの除雪作業を繰り上げて、この3月5日から市の除雪車の活用や、民間業者の除雪機械の借り上げを行い、早期の対処を実施しているところでございます。

次に、電柱などの移転の問題が質問されました。

平成16年4月1日現在において、市道実延長約293.7キロメートルのうち車道幅員3.5メートル未満の市道は約49.8キロメートルで、全体の約17%になっております。これらの中には道路内に電力柱やN T T柱、有線放送柱などが存在している箇所もあり、交通、さらには除雪に当たっても大変苦慮している箇所も少なからずございます。このような中で、市としましては、道路改良や側溝整備工事の際には道路を有効に使えるように電柱の民地への移転をお願いしておりますが、同意を得るには難航いたしまして、事業の実現に至っていないところの場所もございます。御案内かと思います。

そのため、地域におきましては日ごろから電柱状況の実態を把握していただき、道路改良や側溝整備工事の際には、電柱を民地へ移転することの申し合わせを決めておいていただくことも必要なのではないかと思っているところでございます。

質問ありました電柱に関しましては、調査しているところもありますが、これからも道路パトロールなどで調査し、その内容を図面に整理しておき、今後、地域の関係者と協議してみたいと、このように思っているところでございます。私からは以上でございます。

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 教育委員会委員長。

〔折原 敬教育委員長職務代理者 登壇〕

折原 敬教育委員長職務代理者 お答えをいたします。

本市に所在する国、県、市指定文化財のうち建造物は12件、絵画は22件、彫刻は35件、古文書5件、天然記念物17件であります。本山慈恩寺を中心とする本市の指定文化財は、数においても質においても平泉中尊寺に匹敵するものがあります。これらの保護、保存につきましては、主として所有者の責務に負うところですが、本市としても、文化財保護法に基づき、文化庁や県文化財保護室の指導を仰ぎながら鋭意対応してまいっているところです。

最初に、文化財所有者に対して害虫、カビの被害防止対策の指導はどのように実施されているのかという御質問にお答えします。

御質問の中で、建造物を初め各種文化財には害虫、カビの発生で汚染されるなどの被害が予想されるところでございますが、現在のところ、本市所在の文化財である建造物や絵画、彫刻、古文書に関して滅失あるいは棄損に至るような害虫、カビの発生は所有者から報告されたことがなく、また、県からもそのような情報は入ってきておりません。

市指定の天然記念物につきましては、所有者に対し管理費の補助を行っておりますので、その申請あるいはその実施報告を受けたときなどその折々に樹勢の状況を確認しておりますし、必要に応じて樹木医による巡回指導も実施し、害虫やカビの被害等にも対応しているところであります。また、その他の指定文化財につきましても、県と一緒に巡回指導を行っておりますし、所有者から異常を発見したというような連絡があった場合には、専門家と一緒に指導しているところであります。

次に、害虫、カビなどについて正しい知識を持った保存担当者を配置してはどうかという御質問にお答えいたします。

文化財の保存管理につきましては、市としては、これを所有者に任せることなく所有者と一体となって対処しているところでございます。害虫、カビなどでさまざまな問題が発生した場合においても、速やかに樹木医や専門家などに相談し、所有者の御理解を得ながら対処するようにしておりますし、これからもそのように対処してまいる考えであります。したがって、改めて保存担当者の配置は必要ないものと考えております。

相談窓口につきましても、社会教育課が相談窓口となり、文化財所有者の相談や指導に当たっておりますので、今後においても同様の対応をしてみたいと考えております。

次に、指定文化財の管理体制を整備し、所有者とともに生物被害対策チームや火災被害から文化財を守るための組織を立ち上げてはどうかという御質問にお答えいたします。

市内の文化財の所有者、あるいはその地域の人々は、それぞれの文化財に対して誇りを持ち、文化財を大切に守っていくのだという強い責任感のもとに適切に管理がなされております。建造物の防火体制につきましては、慈恩寺を初めとしてそれぞれの所有者、あるいは地域において防火体制の組織化が図られておりますし、白岩の種蒔ザクラにつきましても、地区民がボランティアで清掃するなどの管理を行っており、地域を挙げて環境保全など文化財保護活動に取り組んでおられます。

また、市所有の旧西村山郡役所、郡会議事堂におきましても、機械警備システムを導入し万全を期しているところでございます。その他、個人所有の文化財や天然記念物についても異常があればすぐに連絡をとってもらうことになっておりますので、改めて組織体制を整える必要はないと考えております。以上でございます。

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 松田 孝議員。

松田 孝議員 どうも答弁いただきましてありがとうございます。

第2問に入らせていただきます。

最初に、除雪対応についていろいろ答弁あったわけですがけれども、現状の体制で何とかやっていけるということをして市長言っていますけれども、現状を見ますと、いろいろな市民から課題を寄せられているんですね、実際はね。市長、御存じかどうかわかりませんが、降雪量というか、地域によって相当格差あるんですね、実際には。その辺を具体的に把握してないという状況の中で、今、除雪連絡系統図を見ますと、やっぱり業者任せで、積雪量の実態なんかは調査していないのではないかと考えております。

一部資料的に見ますと、学校施設あたりの積雪というか、積雪深なんか見ますと、大体中心が森林研修センターあたりが積雪量の一番の中心なんですね。そして、それ以下で一番少ないのは西根小学校あたり。極端に少ないです。ですから、こういう流れを見ますと、その時々積雪量は変わると思うんですけれども、村山市あたりは住民の協力を得て積雪量をきちんと毎日測っているんですね。

これは、結局は危機管理の問題だということで、こういう体制をとってやっているんです。それで、やっぱり1メートルを超えればひとり暮らしの方の雪の除排雪するとか、そういう指導まできちっとやっているんですね。ですけれども、寒河江の実態を見ますと、この積雪量あるいは積雪深の具体的な数字が出るような担当課は全くないんですね。統計課にも伺ったのですけれども、統計課でも結果的に森林研究センターの資料でしか説明できない。ですから、そうであってはうまくないと思うんですね。

村山市あたりも見ますと、毎日毎日が積雪量の実態がまるっきり違うんですね。一番少ない楢岡あたりの状況を見ましても、これ3月5日の資料なんですけれども、逆に一番少ないところで32センチ降ったり、あと山の内あたりが一番多い土地柄であって20センチとか、極端に数字がその都度都度違うんですね。ですから、この辺の実態をもう少し把握してやっぱり除雪対応をしてもらいたいと考えております。

特に、南北線なんかの道路に関しては、特に積雪量が多いんですね、実際としてみれば。そういう実態をもう少し調査して、やはり1年間かけてその地域はどういう状況にあるのか、一つの目安として基準をつくらせていただきたいと思いますけれども、その辺の見解について市長からお伺いしたいと考えております。

あと歩道の除雪に関してですけれども、第1問でも質問いたしましたけれども、結局1.2メートル以下の道路をどうするかということなんです、結果的には。今、ハンドローダーでは1.2ぐらいまでは全部やっております。しかし、実態を見ますと、極端に狭い歩道は全くされていないんですね、実際は。だからその辺をどうするかお聞きをしたいんです。地域によってはいろいろシルバーの協力を得てやったり、あと地域の住民と共同で除排雪を進めたりやっているんです。ですから、その対応がなくなって、歩道はまるっきり途中で行きどまりになって、いきなり車道に出てきたりして非常に危険な状況もあります。ですから、この辺についてもう少し具体的に、末端まで歩道除雪がなるように検討していただきたいと思いますけれども、この辺について対応をどうするのか再度お聞きをしたいと思っております。

あと特に県道、国道の歩道に関してなんですけれども、市の歩道の除雪基準は小学校、中学校、高校あたりとか、あと病院とかいろいろな関係出てきています。しかし実態を見ますと、県道沿いが非常に除雪がなっていないのが多いんですね。特に、高校生が通学路となっているような道路は、まず時たま私も通りますけれどもなくなって、その対応をやっぱりやってもらいたいという声が出ているんです。

特に一番気になるところは、三泉から河北に抜ける道路です。これ非常に道路幅が狭くて、歩道が除雪がない状況では大変危険な状況になっております。あそこは特に高校生とか、あと自転車ですら冬期間も通っている生徒もおります。ですから、この辺についてもう少し徹底して除排雪をお願いしたいと思っております。

あと特にもう1点は、国道112号線チェリーランドの前あたりですね。あそこも一般的にはほとんど通ら

ないんですけれども、あの道路も寒河江の農業校舎の生徒が通っているんですけれども、あそこもほとんど期間中は除排雪がなっていないというのが今実態ですね。そういう箇所が県道で非常に多いんです。ですから、この辺についてももう少し国、県に対して要望を関係機関に出していただきたいと思っておりますけれども、その具体性についてどうするか市長の見解をお伺いいたします。

あと農道の除雪に関してですけれども、特に今年度は、ここ数年間の実態を見ますと、2月末で一番多いのが、11年度から17年度にかけて見てみたわけですが、70センチというのは極端に多いんですね。これまでも見てみますと、最高で13年あたりが68センチぐらいあるんですね。ですから、そういう中で、今農家の人は農作業に入らなければならないということで、今、畑に行ってみようと思っておりますけれども、なかなかそこまでたどり着くには半日かかったり、非常に大変な状況になってきております。ですから、県あたりもやはり除雪対策をして早目に園地に行くようにという指導はなさっておりますけれども、なかなか実態として個人で、あるいは農道管理者全体で除雪をすることが困難な状況になってきております。

今回は非常に多いんですね。山間地域で見ますと、田代で大体128センチあるんです。幸生では135センチ、これだけあるのを個人とか団体では非常に困難です、実際は。相当な経費がかかります。ですから、こういう団体から、先ほど市長も申しあげたとおり、除雪を極力お願いしたいということで、お願いしているわけですから、この辺の実態をもっと少し、農林課あたりの担当者に足を運ばせて、その実態を把握した上で何とか除雪を実施してもらいたい。

特に、幹線は確かに毎年やっていただいております。しかし、その支線ですね、これが山間部に行くと回り回って行かなければならないものだから、非常に距離感があって大変な状況です。ですから、この辺についてももう少し実態を見てもらって、早急に対応していただきたいと思っております。

あと、今、中山間地域に所得補償ということで今事業を立ち上げて5年を迎えて、新たな今年度今年17年度から施策始まりますけれども、こういう事業の中で除排雪などもできるのかどうか、この辺についてもお伺いいたします。

あと、狭隘な市道の電柱移設の問題ですけれども、本来は道路管理者である市がこれらの対応をすべきと私は思っております。しかし、今、地域でもなるべくそういう障害物を取り除くための努力はしております。でも、そこにいろいろ感情的な問題とかいろいろな問題もあって、なかなか実行できない箇所が多いと思っております。今、この地域にある本数が全部で電力が1,418本、これに支線柱が28本、そのほかにNTT791本、そのほかに支線柱が19本、合計で2,256本も市の市道に立っているんです、現在。ですから、市としてはこれは730万円ぐらい敷地料として入ってきておりますけれども、実態はやっぱり電柱1本ないだけで自分の自宅に入るにもいろいろ便利だし、あるいはお客さま来てもスムーズな車両が通行できるような状態に住民はしたいと考えているんですけれども、なかなか基本的にはできない状況で、今進んでいない状況だと思っております。

そして今、土木費の予算なんかも大分削減になって、側溝整備とか道路改良がなかなか進まない状況の中で、市民にとってできれば電柱ぐらいは移設をしてもらえばということ、市民から声が出ているんです。ですから、その辺をやっぱり実態を調査して、担当課で積極的に一つの事業として取り組んでいただきたいと思っておりますけれども、この辺についてももう少し具体的に進める方向があればお聞きをしたいと思っております。

それから、教育委員長にお伺いしますが、なかなか文化財というのは市民にとってわかっているようでわからないというか、いろいろ問題もあります。今、特に今回は雪害が非常に問題になっているんですね。特に白岩あたりの天然記念物である種蒔ザクラなんかは、1月19日でしたか、福島県三春の滝桜が十何本折れたんですね、枝が。そして、非常に地元ではいや困った、困ったって言うんですけれども、これまでである一定の地域の協議会やパトロールなども実施してきましたけれども、いざ雪が降ると、自分の庭

はきれいにしますけれども、やっぱりそこまで手が回らないというのが実態だと思っております。ですから、こういうのはだれがやるかという、特に種蒔ザクラなんかは市が所有しているわけですから、この辺をやはり点検をどうするのか、やっぱりこれ具体的に必要ではないかと思っているんです。

特に、所有者任せみたいな傾向、どうしても保存するためにはあるんですけども、まず、今、先ほども松くい虫の被害状況などもありましたけれども、実際として気がつけばもう対策はおくれるんですね。今回の柴橋の十王像なんかも、整備というか保存のための対策をとるようですけども、あれだって実際はもっともっと早く対策をとってれば、それなりの費用もかけなくて済む状況だと思っております。

今、特に桜の件で言いますけれども、白岩の種蒔ザクラの今の実態わかりますか。11年前、非常に実際は手を加えて対策をとったのですよね、支柱したり土を入れかえて、そして桜そのものは大変活気づいて、非常に地元としては喜んでおります。しかし、あの11年前当時、工事をしたコンクリートが、今枯れ木の中をコンクリートで詰めているんですけども、それが劣化して、劣化しているんですよ。それが特に対策をとってほしいという前からお話ししていたのですけれども、単なるネット張って終わったんですね。あれだけのものをきちんとやっぱりもう少し対応を早くしなければ、また傷むような状況になってくるんです。ですから、一時的に対策とったからそれで終わりではなくて、もう少し継続して具体的な対策というのを決めていかないと、そのときそのときでは後防衛で、結果的にもう保存が不可能になったり、あるいは枯れたり、そういう状況がこれまでも何件かあったと記憶しております。

ですから、その辺の対策を、指導員なんていうような大げさなことは必要ないということでもありますけれども、しかし、職員というのは2年か3年してかわって、職場をかわるわけですから、ですからきちんとその実態を把握した人がなかなか今いないんですね。ですから、やはりこの辺も地域ともう少し連携をとって対策を進めなければならないと思っております。その辺についても、もう少し前向きに検討していただきたいと思います。

それから、古文書なんかでも、慈恩寺の古文書なんかも、マイクロフィルムやあるいは市史編さんで一つの本にして保存していますけれども、実際は新たにフィルムとか冊子ではなくて原本が一番貴重なんですよ、文化財としては。ですから、こっちで対策とったから大丈夫だということではなくて、もう少し調査をする目を向けてもらいたいと思っております。

正倉院なんかは毎年定期的に11月に開封して、そして1点1点調査して実態はどうなのか、そして記録をとって毎年毎年積み重ねてあれだけの資料が今も現存しているわけですから、その辺もやはりもう少しきちんと対応していただきたいなと思うんです。

今は、地域の協力とか、あるいは具体的に生物被害対策チームは必要でないと考えているということですけども、ある程度慈恩寺なんかも防火対策はきちんとしておると思います、国宝ですからね。しかし、一方で、そのほかの個人所有のあった場合、火災やあるいは雪害などあった場合にどう対応するかというのは具体的に出ていないんですよ。ですから、保存のために特別な施設とか、あと制度、施策とか何かありましようけれども、もう少し具体的に対応を所有者と協議して、何とか対策をとっていただきたいと思っております。

以上で第2問を終わります。

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 佐藤市長。

平成17年3月第1回定例会

佐藤誠六市長 降積雪量の調査、それぞれの、寒河江市内といいましても格差があるのではないかとということで、そういうことの実態調査をやりながら、それを除雪に生かしてということございまして、先ほども答弁申しあげましたように、12ブロックに分けて調査をし、そしてまたそれぞれの区長等の御協力を得ておるわけございまして、その辺の体制で何とかやっていけるのではないかなと、このように思っておるところございまして、これでお一層万全な体制といえますか、協力をちょうだいしたいということで、今の体制でやっていこうと、このように思っておるところでございます。

それから、1.5メートル未満の歩道の除雪でございますけれども、これもやっぱり機械が機械なものでございますから、入れないところもあるわけございまして、その辺の技術的な問題は、物理的な問題もございまして非常に厳しいなというような気がするわけございまして、できる限りそういう狭い歩道につきましても何とかできる対応ができないものかなというようなこれからの課題だろうと、このように思っております。

それから、国道、県道等の問題でございますけれども、毎年、降雪期に入る前に、国土交通省の維持出張所、それから村山の総合支庁の建設部とか、あるいは寒河江の警察、消防本部、そして1市4町によるところの除雪会議というものを開催しておるわけございまして、交通網の確保、それから除雪全般についての連携というものを密にしておるわけございまして、国県道あるいはその他の除雪体制の問題等について話し合いもお一層密にして、これらの会議を生かしながらやっていきたいものだ、このように思っております。

それから、農道の除雪でございますが、このように降積雪量が多いという、特にことしなどは多いということもございまして、また、非常に生産者の方も大変になってきているんだと思っております、常に見回りをできるような生産者だけとは限らないわけございまして、高齢化になっている人もおるわけございまして、そんなことで非常に厳しいこともあろうかなと、このように思っております、そんなことからJAの方からも要望もございましたように、ことしは1問でも答弁申しあげましたように、早目ということで除雪をやるということ現在取り組んでいる最中でございますので、これで御理解をいただきたいと、このように思っております。

それから、直接支払交付金でございますか、これを使えるのかどうかということでございまして、現在は、御案内のように、農道やらそれから用水路の改修整備、それから雑草の刈り払いと、そういう施設の維持運営に、これを協定の中で話し合いをして使っておるわけございまして、ですから、この農道の除雪についての交付金を使うことにつきましても、集落協定者の合意のもとであればこれは使えるのではないかなと、このように思っております、十分協定者間で協議していただきたいものだ、このように思っておるところでございます。以上でございます。（「電話柱とか電柱とかは」の声あり）

電柱につきましては、1問で答弁したとおりございまして、うちの方でもいろいろ実情を調査しております、先ほども答弁申しあげましたように、それを地図に落として、これは民間、民地に通してもらいたいところだとか、あるいはこの場合は東北電力と折衝しなくてはならないとか、あるいはNTTとで話し合いをしなくてはならないというようなことを、細かにこれらを判断し、そしてまた対応していくということが一つあるかと思っております。

けれども、やはり民地に出ることに対しまして地域の協力というものがなければなりませんし、実際に入れようと思っても、民地の方の協力がなければいたし方ないことございまして、そういう分野も地域の

中の町内会なり、あるいは地域の方々の御協議等々が、話し合いがなされることが私は非常に大切なことだろうと、このように思っております。やっぱり民地の所有者の御協力、御理解がなければ、何とか狭いからしてくれと言われましてもいたし方ございませんので、やっぱりこのような状況の中で、広く道路を使う、歩道を使うというようなことがみんなのものとして御理解を得なければこれはでき得ないことでございますので、やはり地元の方々の御理解というものが一層必要になろうかなと、このように思っております。

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 教育長。

芳賀友幸教育長 お答え申し上げます。

市所有の文化財、特に、種蒔ザクラについてのお話がありましたので、御質問がございますので、答弁をさせていただきます。

特に、種蒔ザクラにつきましては、これまでの系統を踏まえまして、特に雪の多いときにつきましては、すぐに巡回を職員がしまして実態を把握してございます。御質問の中でもございますけれども、種蒔ザクラにつきましては、県指定の天然記念物ということで、一時樹勢が弱まりまして、大変心配しました。平成8年から4年ほどかけて樹木医の指導を受けながら、何とか樹勢を挽回するような措置をとったということでありまして、現在では樹勢もよみがえりまして、春には見事な花をつけているといったような状況下にあります。

御質問の擬木部分でございます。コンクリート詰めした擬木部分につきましては、モルタルの劣化によりまして落下の危険な状況ということも見受けられますので、幹にネットをつけまして緊急措置したと、こういったような状況下にあります。これから様子を見て、モルタル部分の再工事をしていかなければならないということ認識はしております。

それから、雪対策ということで、個人所有の文化財の雪害対策というようなこともございますけれども、現在、市の文化財の保護育成事業の補助金ございますけれども、これを毎年行っておりますので、この中で雪対策もしてもらっております。市の方から所有者の方に声がけしていく場合もありますし、さらには所有者の方からそういった申請がある場合もございます。いずれにしましても、きちんと事情を、現状というもの所有者と連携を深めて、そして把握しながらきちんとした対応をとっていかなければならないなと思っております。以上でございます。

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休 憩 午後0時02分

再 開 午後1時00分

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

松田 孝議員。

平成17年3月第1回定例会

松田 孝議員 除雪については、平成13年12月にも同じような問題を取りあげております。歩道の除雪に関してはなかなか進まない状況でありますけれども、今後、市としてももっと小型の除雪機でも配備して何とか対策をとっていただきたいと思っておりますけれども、この辺について見解あればお答え願いたいと思っております。

あと、電線、電柱とかN T Tの電話柱に対してなんですけれども、調査して前向きに進むような状況でありますけれども、共架化、電柱とN T Tの1本にするとか、そういう事業なんかもこれはトランスが上がっていたり非常に難しい条件はあると思っておりますけれども、その辺もあわせて検討していただくようお願いしたいと思っております。

あと、教育委員会ですけれども、保存のための対策を私は質問しているんですけれども、先ほど教育長から答弁ありましたけれども、種時ザクラの落下防止に対して緊急対策はとっておりますけれども、その本体にかかる分をどうするのか、これが非常に大事だと思っております。あれだけ劣化すれば、害虫の浸食や枯れてきたり、あと水が入って腐食が大きくなったり、そういう対策を先にとる手だてが必要だと私思っているんです。今の答弁を聞きますと、逆の立場ですね。単なる危険防止の対策であって、だからその辺も具体的にどうするのか、新年度予算でその辺考えているのかどうかお聞きをして終わりたいと思っております。

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 佐藤市長。

平成17年3月第1回定例会

佐藤誠六市長 小型除雪機の問題でございますけれども、予算の問題もこれあり、そしてまたそれを操作する、あるいは委託に任せるときの体制というような問題もありますので、今後の課題とさせていただきたいと思っております。それから、電柱移設につきましては、先ほど答弁申しあげましたように、市民特に関係地権者の方々の御協力というようなものがなければいかんともしがたいということがございますので、その辺の御理解をちょうだいするような方向をとっていかねばならないと、このように思っております。

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 教育長。

平成17年3月第1回定例会

芳賀友幸教育長 種蒔ザクラの件につきましてお答えを申しあげたいと思います。

先ほど申しあげましたように、擬木の部分の落下が心配されるということで、緊急措置のためにまずはネットでカバーしたと、こういうことであります。擬木の部分につきましては、県の指定でもございますので、今後、県と十分協議をしながら、こういった形で補修していくかということも含めて対応してまいりたいと。新年度予算ということではなくて、そういった事前の協議も必要でございますので、それをまず十分相談していきたいということで考えております。以上でございます。

平成17年3月第1回定例会

川越孝男議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号12番について、17番川越孝男議員。

〔17番 川越孝男議員 登壇〕

川越孝男議員 通告番号12、政治姿勢について質問いたしますので、市長の誠意ある答弁を求めるものであります。

昨年12月の市長選挙において、佐藤市長が6度目の当選をなさいました。まことにおめでとうございます。

私は、同僚議員であった松田伸一前議員の立候補の決意と抱負に共感し、同時に同期の現職市議会議員全員が党派を越えて、ボランティアで参加してくださった市民の方々と一緒になって汗を流してまいりました。市民の願いがかなえられ、多様な市民の声に耳を傾けられる市政を実現をしたいと、有権者との信頼を大切に、草の根手づくり選挙を戦ってまいりましたが、現職の佐藤市長に破れてしまいました。結果は厳粛に受けとめております。しかし、短期間の手づくりボランティア選挙の中で、投票された3人に1人以上の市民の方々から佐藤市長にかわって松田伸一候補に市長になってほしいと託されたことも事実であったわけであります。

佐藤市長は、引き続き4年間自治体の最高権力者としてかじ取り役をなされるわけであります。そこで、改めて地方自治法初め地方自治体にかかわる法律のもととなっている憲法第92条地方自治の本旨について、私の考えを述べ、市長の見解を伺いたいと思います。

私は、地方自治というのは、住民が暮らしているその地域の問題は、そこに住む住民の意思によって決めるという自治権と、その自治権は国によってみだりに制約されてはならないという地方自治制度を保証していることが地方自治の原則であると考えています。ただ、地方自治の本旨とは何かという文言上の記述がないために、さまざまな解釈はあろうと思います。しかし、私は、住民自治と団体自治の二面性をあわせ持った真の地方自治を実現させようとする趣旨と考えています。

ところが、平成11年9月議会で私の同じ質問に対して市長は「市民の幸せのため最小限の経費で最大の効果を上げることとされている」と答弁されています。今日の国や自治体を取り巻く財政事情の厳しさは実感としてわかります。したがって、行財政改革にはだれも異論はなく、費用対効果などの事業評価を行って、事務事業を含むすべての事業の見直しをすべきであるという声も日増しに強まっております。私も同感であります。

しかし、以前から指摘していますように、振興計画全体を管理評価したり、個々の事業について客観的に評価する基準やシステムを持っていない自治体が多いと言われております。その結果、個々の事業評価がなされないまま聖域なき削減として補助金の一律カットや人件費削減、民間委託などやれるものからやっけていくとなっているのが実態であります。これではますます厳しくなる中で、的確な行財政改革はできず、さまざまなひずみが出てくるのが心配されてなりません。

現在の財務会計規程では、決算資料には主要な施策の効果に関する説明として定められているものの、予算書や決算書の款項目節では事業別予算ではないためにわかりにくいものとなっております。同時に、単年度ごとの現金出納を記録する単式簿記であることから、事業ごとの人件費や起債なども含めた内容とはなっていないために、評価できるものとはなっておりません。ところが、全国では多くの自治体が既に行政評価システムの導入をしているところがあるわけであります。

前にも申しあげましたが、私ども会派で昨年2月に視察した兵庫県川西市では、木も森も見える行政運営を目指してというタイトルで、川西市行政経営支援システムに取り組んでいました。このシステム開発の発端は、平成4年に次の市総合計画をつくる段階で、これまでの計画を管理評価するすべがなく、総合計画が形骸化していることに直面し、一体何のための、だれのための総合計画なのかという疑問、問題意識から研究が始まり、開発されたシステムだそうであります。

このシステムは、次の三つの特徴から成っております。一つは事業、細事業を主体にして計画、予算、定数、いわゆる仕事とお金と人がリンクしていること、二つには分野、施策、細事業の単位で評価していること、三つには評価を単独で実施するのではなく、実施計画時、予算編成時、定員査定の過程でそれぞれ実施されていることでありました。この結果、予算も決算も各事業ごとに人件費と公債費も含めた事

業費や評価指標と達成率などが過去3年分一目瞭然となるものでした。市民や議員からも大変好評を得ているとのことであります。

何よりの効果は、行政執行上何が問題なのかということが的確に把握できるということであり、この視察の中でまず感じたのは、一つは職員が仕事の中で問題意識を持つという職員の意識改革が行われていること、二つには、そういった指摘や提言を吸い上げる柔軟な当局の姿勢があること、三つには、IT化や財政問題、住民の意識変革などの先を見通した上で将来を展望した役所の役割、構想をつくっていること、四つには、プロジェクトの編成は役職や担務での当て職ではなく、職員や市民の潜在的な能力の活用や専門家のアドバイスの必要性を感じてまいりました。視察の資料を所管課の方に差し上げておりますので、ぜひ事業に対する行政評価システムの具体的例の一つとして参考にしていただきたいと思います。そして、改めて別の機会に行政評価システムについての質問をしたいと思っております。

そのような中で、本市でも極めて重要な第5次振興計画の策定や、行財政改革大綱の策定作業が始まっているわけであり、第4次振興計画を客観的に評価する基準が本市にはあるのだろうか、全然取り組まれない課題があっても総括されるのだろうか、そのまま不問になるのだろうか、担当している方々は疑問を抱いているのではないだろうか、それとも昔からそんなものと受けとめておられるのだろうか、また、市の行財政改革推進の基本的な考えの中で、これからの自治体運営は財政的視点がより重要となり、すべての事務事業の見直しと改革目標設定を行った上で、効率的で生産性が高い行財政運営の実現を目指し、行財政改革大綱を策定するとしております。

しかし、すべての事務事業を見直す基準はあるのかということ、時間はかかるかもしれませんが、例えば先ほど申しあげました川西市の仕事と金と人がリンクした、加えて起債償還分も含めた事務評価システムのようなものができれば常に事業の見直しが可能になると思っております。将来的にはそういったものが必ず必要になると思っております。したがって、そういったシステムをつくるのが持続可能な行財政改革を行うことになると思っております。最小限の経費で最大の効果が出されているかの検証も可能となると思っております。

議第27号に関して財政当局に平成15年度の市民浴場関係の収支状況をただすと、歳入が3,967万5,000円、歳出が4,555万5,000円とのことであります。しかし、決算資料で見ると、その歳入額は使用料のみで、特別会計時毎年100万円以上入っていた自販機関係の雑入金が入っていません。歳出についても、市民浴場費3,036万1,000円であり、その差額をただすと、人件費として担当4人のうちの1人分70万円と、平成2年ごろの起債8,000万円に対する償還分として820万円が含まれているとのことであります。そこで、幾つかの問題を指摘したいと思います。

その一つは、事業評価の項目に人件費や起債償還を含めることには賛成であります。しかし、そのためには今回のような突如としてあらわれた思いつき、つかみ金的なことではなく、全体的に合意された客観的な基準のもと、すべての事業に適用されるものでなければならないと思っております。二つには、市民浴場の使用料を改定するのに際し、市民浴場のこれまでの経費の中に人件費や起債分を算入するというのは、他の使用料を取っている施設や事業との整合性からしても大きな問題であります。本当はそのような処理はやっていないのではないかと思います。三つには、平成2年の大改修を一般会計で賄ったということで、特別会計の余裕金を一般会計に繰り入れをしてきました。平成2年から特別会計廃止されるまでの8年間だけでも1億316万2,000円が一般会計に繰り入れされています。したがって、大改修時の起債8,000万円の償還分を15年度に820万円充てるとするのは適正を欠いているのではないかと思います。

いろいろ問題を述べましたが、行財政改革は避けて通れない課題であります。そのためには、観念的なものでなく客観性のある科学的な分析のもと、検討や判断がなされるべきであります。したがって、必要な資料は積極的に提供し、十分な検討を保証すべきと思っておりますが、市長の見解をお伺いいたします。

次に、個人情報保護条例について伺います。

この必要性については、これまで何回となく申しあげてきましたので、繰り返しません、平成15年5

月30日に個人情報保護法が制定されました。その1年後の昨年6月議会で、準備されている条例の内容と制定時期について質問したのに対し、市長は、個人情報保護法が制定され、その中で地方自治の責務が定められたこと、また、これまで電算処理された個人情報のみの対象から個人情報のすべてが対象になったので、これらを踏まえ、本市の実情に適した新たな条例制定に向け準備中で、内容については国の法律に準じたものを予定している、時期については来年度からの施行を目指して制定したいと答弁されたのであります。本年4月1日からは同法の全面施行となるわけであり、ところが、今議会にも条例案が提案されていないわけであり、そこで、4点についてお伺いいたします。

一つは、法に基づいた市民の権利が、条例が制定されないために侵害されることはないのかどうか。また、そうした場合どう対応されるのかお伺いいたします。

二つには、なぜおこなっているのか、その原因を伺いたいと思います。合併協議の破綻は理由にならないと思います。また、県内13市で4月1日までに条例制定ならない市はあるのか教えていただきたいと思えます。

三つには、改めて、制定される内容と制定時期について伺います。

四つには、人間ドックにかかわるプライバシー保護について伺います。市の一日ドックは山形県成人病検査センターで実施されています。その検査結果は、市とセンターとの契約に基づき、センターから市に届けられ、電算に入力されているそうであり、そこで伺います。

一つは、ドックの検査結果内容は個人情報であることは疑う余地はないと思います。この検査結果がセンターから市に、いわゆる第三者へ本人の同意を得ないで渡されることに問題はないのか。ないとすれば、その根拠を教えてくださいたいと思います。私は、市民の健康を守る観点から、その必要性は認めたと、個人情報保護の立場から本人同意を得るべきだと思っております。

二つには、検査結果をセンターから書面及びフロッピーで受け取り、電算に入力しているそうですが、問題はないのか。この3月5日付の市報で周知されたコンピューターの処理内容には、人間ドックの問診票はのっているが、検査結果は入っていません。審議会の審議を経ているのかも含めて見解をお伺いいたします。

三つには、ドックの検査結果や病院での受診結果が例えば悪性のがんであった場合など、医療行為の中で本人への告知には医師の裁量があるのは当然のことと思いますが、予定される個人情報保護条例では、本人の開示請求の場合は100%開示が保証されると理解していますが、この見解をお伺いいたします。

次に、市立病院の診察室におけるプライバシーの保護についてお伺いいたします。

診察室内の問診がカーテン1枚で待機者に筒抜けの状況となっています。会話の内容は、まさにプライバシーに関することであり、何らかの対策を講ずるべきと思います。個人情報の保護と同時に、病院経営改善に果たす効果も大きいと思います。患者が病院を選ぶ理由の大きな点として、医者に対する信頼と同時に、可能な限り秘密が守られることだそうであり、病院の整備計画は先送りされていますが、それまで待たずに知恵を出した対応策を早急に講ずるべきと思います。重ねて市長の誠意ある答弁を期待をいたしまして、第1問を終わります。

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 いろいろ御質問がございました。

事業を執行するにおきまして、あるいは新たな計画を立てるにおきまして、あるいは行財政改革のための作業をこれから行う上におきまして、事業別予算というようなことを、あるいはそれを評価できるようなシステムが必要でないかなど、こういうようなお話がございまして、そして資料提供というような御質問でございますが、これまでも資料につきましては、議員の皆さん、あるいは市民に対しましてもできるところの資料というものは提示し、あるいは公開の対象にしておったというところでございますので、今後ともその考え方には変わりはないところでございます。

それから、個人情報保護条例についての何点かについてのお尋ねもございました。これまでも個人情報の保護に努めてきたわけございまして、国の個人情報保護法成立後に、その法律の内容や国からの通達指導などを勘案した上で、新たな条例というような制定というものを検討してまいりたいと申しあげてきたところでございますが、御案内のように、国の個人情報の保護に関する法律は、平成15年5月30日に制定されて、御指摘のようにこの4月1日から施行されることになっておるわけでございます。

この法律におきましては、地方自治体に対しまして地方公共団体の区域の特性に応じて個人情報の適正な取り扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有するとしておるわけございまして、去年16年6月16日に総務省からの指針が出されておりますし、さらに厚生労働省からも16年12月24日に医療介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドラインというものが示されたところでございまして、条例を制定するに当たり、これらのガイドラインの趣旨を踏まえて庁内での調整がさらに必要であったこと、さらに国や県との調整も必要なことから、これらの調整が済み次第制定してまいりたいと、このように思っております。

それから、条例の内容でございますが、地域の実情に応じた適切な個人情報保護対策としまして自己情報の開示それから訂正、利用停止請求権などの自己情報への関与権を含めて条文として準備を進めているところでございます。それから、国のこの法律におきましては、自己情報のコントロールを図るために自己情報の開示それから訂正、利用停止の各請求権や情報収集の制限、目的外利用の禁止及び救済措置を明文化しておるわけでございますが、今申しあげましたように、これらも盛り込む予定と、このように思っております。

それから、医師が本人に告知しないような情報を行政が保有した場合に、本人からの開示請求に応じて開示するかというようなことになるわけでございますけれども、これも今申しあげたガイドラインの趣旨を踏まえて非開示としていこうという考えであるところでございます。

それから、他市の状況でございますけれども、これは担当の方から申しあげたいと思っております。

それから、人間ドックの問題でございますが、現在、本市が行っている人間ドックの実施につきましては、老人保健法に基づきまして40歳以上の方に対しまして国と県の補助を受けて実施しているものでございますが、一日人間ドックの検査項目は、基本健康診査、それから各種がん検診などを成人病検査センターに委託して実施しておるところでございます。

これらの検査結果につきましては、市を通じまして本人に通知しておりまして、そして、検査結果のデータというものを電子計算組織に入力しまして保有しているのかどうかということでございますけれども、住民の健康の保持を図るためには保健事業が健全かつ円滑に実施されるよう適切な対策を実施することとされておるわけでございますので、その保健事業の中には健康診査とか、あるいは健康教育とか、それから健康相談を実施することとされておりますので、一日人間ドックの結果を保有しなければ指導、教育や助言が実施できないものと考えております。

したがしまして、一日人間ドックの結果として検査センターから届いた情報につきましては、今言ったような健康指導とか、あるいは教育、そしてまた助言に使われるというようなことから考えておりまして、電子計算組織に入力しておるわけございまして、これらがどうなるかというようなこと、個人情報保護法との関係でどうかということもあろうかと思いますが、この法律で言うところの個人情報取扱事業者とは国や地方公共団体が除かれておるわけございまして、したがって、この法律に抵触するとかしないとかの問題ではないのではなかろうかなと、こう思っております。

それから、がん検査についてのお尋ねもありました。それはこのがん検査は希望者のみに実施しているものでございまして、それで申込者のがんの疑いがあるかどうか、それを承知したくて検査するものであると思います。本人への検査結果の通知は、成人病検査センターから送られてくる内容そのものを本人に通知しているものでございまして、その内容としましては異常なし、それから要観察、要注意、要精検、要医療の五つの判定が所見として書かれておるわけございまして、したがしまして、がんであるとかあるいはないとかの検査結果は書かれておりません。それから、入力されたものは本人に通知した内容と同じ内容でございますので、本人からの開示の求めというふうなものはないと思いますけれども、もし本人の求めがあった場合には開示することは問題はないと思っております。

それから、カーテン1枚で仕切られているところの病院の診察室の問題でございますけれども、これにつきましては外来診察の改修などによりまして、現状を改善する方向で検討したいと考えておるところでございます。以上でございます。

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 企画調整課長。

平成17年3月第1回定例会

鹿間 康企画調整課長 県内13市の個人情報保護条例の状況ということなんですが、ことし4月1日に条例が施行ならないところがあるかということですが、現時点で把握しておりません。（「答弁漏れ」の声あり）

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 佐藤市長。

平成17年3月第1回定例会

佐藤誠六市長 地方自治の本旨につきましては、お尋ねか御意見なのかというところではございましたので差し控えたところがございますけれども、答弁申し上げたいと思います。

地方自治の本旨の定義については、御指摘のように明確なものがあるわけではないわけではございますが、不確定な概念であると言われておることもありますが、通常、近代民主国家の地方自治の二つの要素とされておりますところの住民自治と団体自治を兼ね備えた地方自治の確立、すなわち地域的な行政事務については国が関与することなく、地方公共団体において住民みずからの責任と負担で処理すべきことと説明されているようでございます。

一方、地方自治法第2条におきましては、「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定しておるわけでございます。これは、地方公共団体の最も根本的な目的が住民の福祉を増進することであり、これを図らなければならないものであると同時に、地方自治は住民の責任とその負担において運営されるものである以上、その事務を処理するに当たりましては、常に能率的に処理し、最小の経費で最大の効果を上げることが強く求められておるものでございます。

私は、地方自治の本旨という場合には、住民の福祉を増進するという地方公共団体の根本的な目的から論ずるべきものであると考えており、地方自治の本旨とは、民主主義の原則の中で住民の幸せのために最小の経費で最大の効果を上げるように努めることであろうかと思っております。以上です。

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 川越孝男議員。

川越孝男議員 1問目の答弁いただきましたけれども、事務方との打ち合わせの部分で、私質問している部分と市長のただいまの答弁で違っている部分もありますので、さらに理解を深めるという意味で2問目に入らせていただきたいと思います。

それで、今、私の質問の前の方から再度していきますが、地方自治の本旨について、市長からただいま見解ありました。住民の幸せのために最小の経費で最大の効果を上げることなんだというふうに理解していると。それは地方自治に限らず、国の行政においてもすべてに共通することだと思う。最少の経費で最大の効果を上げる。ところが、日本の国、市町村の行政あるわけでありましてけれども、何で憲法の中で地方自治というものを別個に設けてやったかというふうなことと言えるかという、そのことが先ほど私の見解を申しあげましたけれども、市長の見解は、住民の幸せのために最小の経費で最大の効果を上げることだというふうなことを再度答弁されていますので、しかし、これは地方自治に限らず国の行政もすべてに通用することだということだけ私申しあげておきたいと思えます。

それから、個人情報保護条例の関係であります。これはもう法律制定される前、国の方では大綱も決定され、市長は、平成11年の答弁からつくる、つくると言ってきたのです。そして、去年6月のやつ、最終的にそうでしたけれども、この平成17年4月1日には間に合うようにつくると言ってきたいながらできていない。そうするというと、国の法律できているわけでありましてから、それで国民に権利が、個人情報保護というのは基本的人権だというふうに言われています。寒河江市では今情報公開条例ありますけれども、情報公開条例も佐藤市長のもとでつくられた条例であります。これが市報に掲載された段階では、基本的人権を守るために、保証するために情報公開条例をつくるんだとあのときも言われています。それと同じように、個人情報保護法は国民の、市民の基本的人権にかかわるものなんです。

国の法律できました、4月1日から全面施行です、そうしたときに、その権利が寒河江市で条例ないために支障は出ないんですかというふうに聞いたのに、答えがありません。そして、もしそういう場合にはどうするんですかということも聞いています。あと、こういう問題は以前から、もう10年前から提案をしてきました。そして、市長は、国で法律できれば国の方からいろいろな指導もあるでしょうと、それを受けてつくりますと言ってきて、もう全面施行がことし4月1日からなる、まだできていない。ここなんです。なぜこういう問題が起きる。

ところが、市長は、いや、よその機関と調整をしなければならない部分があるのでおけているというようなことありました。平成15年に国の法律をつくって、それぞれの市町村で条例をつくるのに手間がかかってできない、だからそういうこともあるから全面施行までは期間あったわけですね。法律では17年5月29日までの間で政令で定めた期間というふうなことになっていて、4月1日になっているわけですがけれども、よそは皆対応しているんです。寒河江ができないという、ここを何だかというふうに私聞いているんです。寒河江の行政の、よそでやれることが何でできないんですかと。

法律でもそこまで、余裕期間まで置いてやったのにもかかわらずできないというのはなぜなんですかということをお聞きしているのであります。そのことについて明確に答弁いただきたいんです。だから県内の13市の中で4月1日までに対応できない市があるんですかと。調査していないからわかりませんなんて、極めて無責任だと思いませんか、市長。これだって事前に通告しているんですよ。全く本当にこの条例が基本的人権にかかわるものだというふうな受けとめをしていながらこういうふうなことでは非常にまずいと思えますので、再度この関係については2問目で明快に御答弁をいただきたいというふうに思います。

それから、成人病センターで一日ドック、指導、向こうと契約をしてやるわけですがけれども、その結果が全

部、もちろん実施したところと受診をした、検査を受けた人との関係ですね。市というのは第三者機関になるんですが、ここに資料行くのも、市民の健康管理をするという意味だから私はそれは否定しないですし当然だと。健康福祉課でそういうデータを持って、引き続き市民の方々の健康管理をしていくという上では行政の仕事としては当然。そして、今まではそういうふうに役所で皆していたのだけれども、それではだめだと。個人のプライバシーにかかわるものを、行政がそういうふうに勝手になるような形ではだめだというのが個人情報保護法なんです。

したがって、する場合にはちゃんと本人同意を得るような、そういうことをしなければならぬというふうになるわけでありまして、私だめだと言っているのではないの。だとすれば、当然、当事者の同意を得てやらなければならないんです。そして、もしそれはやっついんだと、私はそういうふうに本人同意得なければならないのではないかというふうな解釈をしていますけれども、いや、そうでないと、法律的にこうこうこういうふうなことでそれはできるんですというのであれば、それを示してほしいというふうに1問目で聞いているんです。できる根拠を、今やっているわけですから、できる根拠を示してほしい。

そして、それが明確に法律の中であるのであればもちろん理解をします。だとすれば、ドック受ける人、成人病センターから結果は自分に来ると、市役所にそれもそっくり行っていて電算に入っているとは思っていないわけですよ、多くの市民の方は。だとすれば、ドックの募集をする際に、それは目的外使用でなくて受診したあなたの今後の健康管理を市の行政では引き続きしていきますので、そのデータは役所の方でももらっていますよというふうなことの説明をすべきでないかというふうに、私はこの前担当課との打ち合わせの際にもそういうことでお尋ねしますということも言っている。なぜそういうふうな部分が、今のやっているの、これでいいんだと、いいのであればその根拠を教えてくださいというふうなことでお尋ねをしていますので、ぜひそこのところをはっきりしていただきたいと思います。

あと同時に、これが5日付の市報のコンピューターの関係でありますけれども、これは市の電算にかかわる個人情報保護条例に基づいて周知をするという、教えるというふうなことになっていて、ここの中に項目もあるんですが、人間ドックの問診票、問診票というのは自分が書いて出すわけだから、本人から情報は得たと、収集したというふうなことで、これは前から審議会にもかかっているんだと思います。しかし、実際今入力しているながら審議会にかかっていないからここに項目がのっていないのではないかなというふうに思うんです。

そういう、さまざまなものがあるやつを勝手に役所で皆するのではなくて、入れるにも審議会に諮ってどういう項目を入れますというふうなことをしてやっているわけですから、もちろん記録になっている項目には審議会がかかっていないから諮ってもいません。だけれども、現実に入力しているというふうにさっきも市長言っているわけです。逆に言えば、これでは記録項目にないやつがもう既に入っているというふうなことに逆説的になるわけでありまして、これは条例との整合性どうなるんですかということも、この前の打ち合わせの際も申しあげているんですが、その辺についても何か聞いている方と答えている方のやつがかみ合っていないような感じがしますので、改めてお聞かせをいただきたい。

同時に、末期がんというのはがん検診でなくて、例えば病院でも行って検診受けますね。そうすると、その患者とドクターとの関係で、医療行為、治療行為の中ではこの人には100%教えないで家族にとかといって相談して、告知をするというふうな方法はあると思います。しかし、個人情報保護法に基づくものは、本人、情報の開示というのは本人しかできないんですからね、市長ね。さっき本人何なんて勘違いして言っていたけれども、開示求めるのは本人、自分のものを求めると。そうしたときに、自分は検査を受けたと、自覚症状は別にないけれども、例えば末期的ながんになったとすれば、聞いて教えてもらうことによって余命何ぼ、何ぼ

と例えばあるとすれば、その後自分はどのような生き方をしようかという、一人の人間に対してそういうことをできる権利、それをだれかが途中で見せないということは、本人が知るすべがないわけです。医療機関にかかって検査をしてもらう。その出た結果を知る権利。したがってそのことを私聞いているのです。どういうふうになるのか。

市立病院も関係をしてきます。例えば、病院のドックに入る、あるいは病院で検査を受ける、そうしたときのものが一般的なやつの中では医療行為や中ではわかりません、ドクターの裁量というのは。しかし、個人情報保護法に求められて行政機関が持つもの、あるいは別の民間の団体が持つもの、そこにそれぞれ一人の日本国民として請求できるわけですから、知ることができるわけですから、この部分で寒河江市がつくる情報など含めて100%開示というふうなことに理解をしいんですかということを知っていますので、先ほどの市長の答弁された部分と私聞いていること違いますので、改めてお聞かせをいただきたいと思います。

それから、個人情報保護条例の関係で、内容の関係でいろいろありましたけれども、手数料の関係どのようになるのか、この関係お聞かせをいただきたいと思います。

それから、個人情報保護条例の関係は、いろいろなところとの調整あるというふうなことを市長からも言われました。したがって、各職場、各係でこの条例が、もちろん法律が4月1日から発車するわけでありますから、それに対応した条例ももっと間に合うようつくっておかなければならなかったんだけれども、こうなっている。そうすると、それぞれの係で、例えば農業委員会にしたって、健康福祉課にしたって、市民課にしたって、病院にしたって、ありとあらゆるところで住民とのかかわりの中で出てくると思うんです。そういうふうな問題がどのようになっていくのか。これから県との調整ができれば条例制定をしたいというふうなことでありますけれども、年度の途中にもなるその辺の関係、全体的なものもどうなるのか。

そうしたときの住民の不利益ということが、もっと具体的に言えば、今、個人情報保護法ではもう請求できるとなっているという市に来たって、条例がないからだめだというふうになるのか、国の法律の中で受付やなんかできるのだから何かということ、簡単に言うと、だとして、そこでできないというのは権利が侵害されるのかどうなのか、そこら辺の関係を教えていただきたいということで先ほど聞いているんです。以上で2問にします。

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 佐藤市長。

平成17年3月第1回定例会

佐藤誠六市長 地方自治の本旨に話がありました。やっぱり考え方としては、本旨というものは地方自治の本来の建前ということと言われております。それにおきましては、これまでも答弁したように、やっぱり住民の幸せといかにしてこれを維持発展させていくかと、サービスをいかに提供していくか。そのためにはやっぱり最小の経費で最大の効果があるようにということが建前だろうと、このように思っておりますし、そういう中で、いわゆる団体自治あるいは住民自治というところの二つの要素の結合の上に成り立つ概念だと、このように受けとめておるわけでございます。それにおきましては、やっぱり住民の幸せ、公共サービスという分野を考えていかななくてはならないということに尽きるだろうと、このように思っております。

それから、個人情報保護条例のおくれた理由というようなことを言われまして、再度問われたわけですが、先ほども答弁申しあげましたように、総務省の方からは昨年6月出されておるわけでございますけれども、厚生労働省の関係が12月24日でございますし、そんなこともございまして、庁内、特に市立病院との調整はございますし、国におきましては大分各団体ごと、各市町村ごとにいろいろ調整をやっておるようでございますし、本市におきましてはそれらについての調整というものをやってきておるわけでございますので、特に、そしてまたいろいろここまで来たわけでございますから、十分な条例というものを策定、制定してまいりたいというような考え方からここまで来ておるわけでございますけれども、6月議会には提案申しあげたいと、このように考えておるところでございます。

それから、その間どうするのかというようなことがあろうかと思っておりますけれども、現在、電子計算の条例があるわけでございますので、その条例を、かわりと言ってはなんですけれども、大体はそういう趣旨に基づいて、あるいは規定に基づいて代替できるようなものではなかろうかなと、このように思っておりますので、現在の電算の保護条例ということで補完してまいりたいと思っております。

それから、まずこの電子計算の保護条例でございますけれども、いろいろ個人情報の記録項目に関するというようなこともありますので、人間ドックのデータの入力なり、あるいは福祉関係のサービスの利用状況なり、あるいは住民サービスの向上に努めるような観点から、このシステム導入につきましても十分配慮をしながら個人情報保護対策審議会にも付議してこれまで来ているところでございます。

それから、手数料云々につきましても御質問がございましたけれども、それらについては今後十分これを諮りながら今後の条例の中に盛り込んでまいりたいと、このように思っております。

そのほか補足的なところにつきましては、担当課長の方から申しあげたいと思っております。以上です。

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 健康福祉課長。

平成17年3月第1回定例会

石川忠則健康福祉課長 市報に掲載されている取扱業務の中に入っていないというようなことでございました。手元に市報、ちょっと持っておりませんので確認できませんけれども、この業務につきましては、平成8年の個人情報保護対策審議会の中で諮られておりますので、のっていると考えておりました。もしのっていないとするならば、今後ののせる際に検討といいますか、表示していきたいというふうに思っております。

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 病院事務長。

平成17年3月第1回定例会

那須義行病院事務長 それでは、先ほど末期がんの、例えばの例としてのことのお話がありましたけれども、いわゆる健康診断と医療の間にはまるっきり線が引かれてあります。

そういうことから、健康診断で検査をして、その時点で簡単に言いますとがんと診断することはありません。がんと診断するのはその後、その検査結果をもとに本人が疑って初めて医療機関に来まして、それ病院で健康診断を受けても同じです。その時点でがんということはありませんで、ただ、検査結果は出ます。それを読み取れるかどうかは本人がお医者さんであればその結果から、例えばレントゲン写真からがんだと読み取ることは本人がお医者さんであれば可能であると思えますけれども、それをもとに本人が医療機関に来まして、がん、まして末期がんという診断に至るまでは、相当そのための今度は検査を、いろいろ専門的な検査をしながら判断をするわけです。そういうことから、健康診断の開示請求があっても見せられても、それは医療の分野とは重なり合っていません。

ただし、話が先ほどの厚生省のガイドラインの話にもちょっと触れてくるんですけども、市立病院の場合は市の行政機関ですので、カルテ等についても基本的には行政が持っている市民の個人情報に当たるものになります。ただし、先ほどから、市長の方からお話ありましたように、本人の病気を直すためにはドクター自身がそれを告知した方がいい、しない方がいいというのはまだ国民的な合意としてはまだどちらとも決まっていないような状況にありますので、基本的にはカルテの中には症状とか病名についてははっきりドクターが記載しておりますので、これについてはこのガイドラインの中で不開示というような形で、これは本人の病気の治療のために不開示をするというふうな理由で不開示となりますと、その辺が具体的に、先ほど市長の方から答弁ありましたように、本来の行政機関の個人情報の全面開示と、医療機関とはいえ行政機関ですので、この不開示には相矛盾するところが出てくるわけです。その辺の調整について、今時間をかけてといいますか、いろいろすり合わせをしなければならないというような形で、具体的に12月といいますか、大分遅くなって出てきたということでもあります。以上です。

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 川越孝男議員。

平成17年3月第1回定例会

川越孝男議員 今、病院事務長からあったように、したがって寒河江市で今度条例をつくっていくという、そういう基本的なその部分、病院は病院でさまざまな国の方からのガイドラインやなんかある。人の情報でないですよ、本人の自分の情報を何行政機関やいろいろな団体が持っているか、自分の情報を自分が見れるという、確認できるというのが今回の個人情報保護法なんです。という建前からしてどのようになるのかと。だから、もちろんまだ条例提案されていないわけだから、予定される情報ではどういうことなのか。もちろんあと条例と運用の部分出てきます。運用の部分です。

したがって、そういうことも含めて一人一人の、寒河江で言えば市民が自分の情報をきちんと請求して見れるようになる、それをだめだと、もちろん他人に何かなると規制されている部分いっぱいあります。しかし、自分本人のことを聞けるのか、100%開示になるんだかということをお尋ねをしていますので、それがならないとなると、この法律の趣旨が途中でねじ曲がるわけでありますので、この辺についてお尋ねをしたのです。しかし、これからもちろん条例、今から6月議会に提案というようなことでありますから、ぜひ国民の、あるいは市民のその権利が完全に保証されるような形で条例を制定していただきたいということをお願いをまずしておきます。

それから、おくれたことについていろいろ市長言われますけれども、厚生省や総務省でよこすのが遅いからみたいなことになったら大変だと思うの。だから法律つくってから全面施行までの間期間あるわけですから、全国のすべての自治体でそれに対応しているわけですから、ここが突如として出た法律でもない。その前に推進法ができて、大綱ができて、そして平成11年からで、市長は平成12年の議会でももう大綱ができていますからそれを勉強しながらやりたい、こういうふうに言ってきているんです。

こんなことを、先ほどの市長の答弁を国や県の方が聞いたらどう思うでしょうかね。私は行政の怠慢だというふうに指摘をしておきます。法律ができて施行まで期間を置いてこの法律が4月1日から発車するのに対して、先ほどの答弁というのは極めて無責任だというふうに指摘をしておきます。まず、個人情報保護条例は、市民のそういった意味で基本的人権が保証されるようなものにしていただくことを強く求め、おくれたことは行政の怠慢だということに指摘をして私の質問を終わります。

平成17年3月第1回定例会

散 会 午後2時12分

佐竹敬一議長 本日の会議はこれにて散会いたします。
大変御苦勞さまでございました。